

平成28年12月6日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事	北岸英敏	総務課長	森田貞男
情報防災課長		税務課長	川村一秋
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 2 号

平成28年12月6日 9時00分 開議

日程第1 陳情第21号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

議 事 の 経 過

平成 28 年 12 月 6 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第 1、陳情第 21 号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情についてを議題とします。

なお、陳情第 16 号、第 17 号および第 20 号は審査未了となりましたので、議題としないことを報告します。

これから、陳情第 21 号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会に付託されました陳情第 21 号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情についてということで、当総務委員会で諮りました。

諮りました結果、全会一致で採択されましたので報告致します。

なお、この件名につきましては、皆さまに既に配付されている陳情文書等の中で、現実を求める陳情ということになっておりますが、実は、実現を求める陳情ということですので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第 21 号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なします

ので、ご了承願います。

陳情第 21 号、保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 21 号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

5 番（澳本哲也君）

おはようございます。

まず初めにですね、世界津波の日高校生サミット。町長をはじめ、課長、そして職員の方々、本当にお疲れさまでした。敬意を表したいと思います。

この津波サミットにおきましては、本当に防災教育の面、そして、これからの人材育成のためにも、議員としてまだまだやらないかんことがいっぱいあるんじゃないかなと思ったような会でした。本当にご苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは、一般質問始めたいと思います。

僕は今回は 2 点質問をさせていただきます。

まず、いじめ、不登校についてでございます。

10 月の 28 日、高知新聞の方で大きな見出しで、子どものいじめということで記事が出されました。

子どものいじめ、最多 22 万 4,000 件ということでびっくりしたような数字ながですけども、実際のところ 22 万 4,540 件ということで、本当に信じ難いような数字です。

それでまず初めにですね、僕、言っておきたいのは、このいじめに対しても定義があるそうです。

この定義はですね、いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるものとするというふうになっておるそうです。

それで調べてみましたところ、このいじめにはなかなか難しく 12 種類あるそうです。読んでみます。

一つ、身体的ないじめ、無視、性的ないじめ、嫌なことを強要する、陰口をたたく、物質的ないじめ、ネットのいじめ、うわさを流す、笑いものにする、暴言、勉強などを妨害する。最後に、わざと間違った情報を与える。などなど、本当に信じ難いようないじめの現状があるみたいです。

そこで、全国でいじめの件数が 22 万 4,000 件ということで驚異的な発表がされたがですけども、現在、黒潮町でのいじめの件数、いじめの実態は本当にあるのか。

あるとするなら、その対処、取り組み、課題はどのようになっているのか。

まず、教育長にお尋ねを致します。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、いじめ、不登校についての中のもの 1 のご質問について、通告書に基づきまして答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、いじめが全国的な問題となっております。いじめが原因で自ら命を断つ子どもが出るなど、ほんとに大きな問題です。

まず、黒潮町でのいじめの件数と実態についてということで、毎年、国が実施しております児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に基づき、過去5年間のいじめの認知件数についてお答えを致します。

なお、先ほどいじめの定義については議員の方からございましたので、省略させていただきます。

まず、認知件数でございますけれども、平成23年度が小学校が2件、中学校が11件。平成24年度は小学校がなしで、中学校が21件。平成25年度、小学校が1件、中学校が7件。平成26年度、小学校2件、中学校が13件。平成27年度が小学校が1件、中学校が8件となっております。

次に、こうしたことに対する対処についてということでございますけれども、いじめが発生した場合には、まずいじめを受けた児童に対して、学級担任、生徒指導担当、管理職により事実確認を行うとともに、関係する児童生徒への聞き取り調査を行います。それを基に、関係する児童生徒への指導と保護者への連絡を行っております。同時に、職員会により全職員で情報を共有し、再発の防止を図っております。

さらに、各学校が制定をしておりますいじめ防止基本方針に基づき、校内委員会で事後の対応などについて協議を行っているところでございます。

こうした、いじめへの防止への取り組みということでございますけれども、まず、いじめについてはどの子どもにも起こり得るものであるということを十分に認識しておくことが必要であると思います。

児童生徒に対して、いじめは許されないものであるという認識を高めるための取り組みとして、人権教育をはじめ、道徳の授業や学級活動などを通じて人権の意識を培っていくとともに、教員と児童、あるいは児童や生徒同士の心の通った人間関係づくりを図っているとところです。

さらに、児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむための教科指導や学習の達成感。これを持たせるとともに、幅広い人間関係づくりのための学校行事、こういった活動も重要になってまいります。

また、各学校で行っておりますQI調査。これは学校満足度調査というものでございますけれども、こういったものや学校生活アンケートにより、子どもたちの一人一人の実態の把握に努めております。

いじめの早期発見、早期対応には、教師や大人がアンテナを高く保ち、児童のささいな変化にも気付く、そういった力を身に付けなければなりません。

課題としましては、いじめは大人の目に付きにくい場所や、そういった時間で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、教員が気が付きにくい形で行われることが多いことです。特に最近ではメールやLINE（ライン）などによるいじめも増えているところです。このように、一層見えにくくなっているいじめ問題への対策が課題であるというふうに考えております。

そしてもう1点、一見解決をしたかのような事案でも再発をすることがあるということです。その後の様子を注意深く見守っていくということも重要であろうというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

学校なんかも一生懸命やってくれていると思います。

ちょっと一つ、また聞きたいことがあるがですけども。問題はその、いつ発見したかというようなことながですけども。

発見にはいろいろなことがあると思いますけども、今現在、どのようなことで発見というふうに判断してる

んですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは再質問にお答えを致します。

いじめの発見ということでございますけれども、いろんな形で発見をするということになります。

特に多いのがですね、アンケートを行っておりますので、そういったアンケート調査。あるいは、児童生徒からの教員への申し出とか、あるいは教員自身が児童生徒の様子がちょっとおかしいというふうなことで気付いたり、そういったこともございます。いろんな形で発見をすることがございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

これは僕、ちょっと資料を持ちょうがですけども、高知県のいじめの発見のきっかけということで、やっぱりアンケートがすごい多いがですね。本人からの申し出というのがですね、まだ少ない感じがします。

それで、黒潮町としまして、子どもたちが相談しやすい環境をつくるということが一番これから重要視されてくると思うがですけども、そういった取り組み等はどうなっているのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

子どもたちから教員への相談ということ。これは基本的には教員と子どもたちのその関係、それが一番大事になってこようかと思えます。

相談をしやすい、そういった子どもたちの関係ということを教師自らが積極的につくり上げていく。これがまず第1点だろうというふうに思えます。

それと同時にですね、中学校などではスクールカウンセラー。これを定期的に学校へ配置をしまして、その中で生徒からの聞き取り、あるいは悩みの相談、そういったことも行っております。

まず第一はですね、教師が子どもとしっかり向き合う、そういった関係づくり。これであろうというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

確かに、担任が子どもとどれだけかかわれるかというふうなことも考えられると思えます。

それで、僕たちの小学校、中学校のときと比べてですね、今の教師はどうなのかなというふうに考えたときに、一人に対しての、やっぱり先生が生徒に対するかかわれる時間というのがほんとに少なくなっている現状があるんじゃないかな、そう思うがですけども。

今、よく話を聞くとですね、その調査もんとか報告だとか、そういうふうな、その机の仕事がすごい多くなっている。そういうがも、これ原因じゃないかなと思うがですけども。

そのことに関してはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

確かに今、教員の多忙化というか、多忙感を持った教員が非常に増えているということがいわれております。現実問題ですね、各種の調査、あるいは授業改善のための資料作り、あるいは研修会への参加、そういったことで先生方非常に忙しい状況でございます。なかなか子どもたちと向き合う時間、そういったものがつくりにくい状況は現実でございます。

そういった中であるからこそですね、やはり子どもたちにこう向き合い、そして子どもたちの小さな変化、そういったことも見逃さない、そういったことが大事になろうかと思えます。

それと併せて、やはり子どもたちに対してのその。先ほども言いましたけれども、人権教育であったり、あるいは道徳教育であったり、そういったことをしっかりと行い、学級経営、学級指導を行っていくことが重要になってこようかというふうに思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ほんで僕、ちょっと資料を見よってですね、これはちょっとおかしいがやないかなと思うたことが一つあるがですけども。

ほんとに、このいじめが解消したか解消してないかという判断です。解消したというのがですね、ほんとに80 パーセントとか90 パーセントの数字で出てるがですけども、これは学校側が解消したというふうに理解されて報告をしちようがでしょうか。それとも被害者が、ほんとに解決したというふうに出た数字ながでしょうか。

これはどうながでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

いじめの解消についてでございますけれども、一番大事な部分であろうというふうに思います。

いじめの認知件数。いわゆる件数のことが今非常に取り上げられておりますけれども、やはり一番大事になるのはですね、いじめの解消の件数、割合ですね。これが一番重要になってこようかと思えます。

このいじめが発生した段階で各学校ではですね、先ほど説明したような対応を取ります。その後ですね、やはり再発ということが非常にまあ起こりやすい状況でございますので、子どもたちにはですね、特にいじめの対象となった子どもには精神的なケア、そういったものを行っていく必要がありますし、定期的に面談等を行いながら聞き取り調査も行っているところです。特に、いじめが発生した場合に、後々注意深く見守っていくということが大事になろうかと思えます。

ただ、今、議員がおっしゃられましたように、解消の割合は非常に高いです。発生してもですね、発見段階で解消しているという状況は確かにあるとは思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

何といってもこのいじめというのは、もうほんとに人権の方から言いましても、ほんとに人を差別するというふうなことです。黒潮町がこれだけ教育委員会、行政をはじめですね、一生懸命人権教育をやっている上で、1件でもあったらおかしい話ながですよ。

それでですね、今以上に、特にこの人権教育にも力を入れてもらわなければならないと思っております。ほんで、特に僕はこの結果を見て思ったがですけども、やっぱり小学校上がるまでの段階でやっぱり仲間づくり、そして人を大事にするというような感覚を身に付けるのは、やっぱり就学前からの教育が大事ながじゃないかなと思うがですけども。

そこらへん今もですね、保育士さんなんかほんとに仲間づくりをやっているんですけども、これまで以上にそういったことを取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思うがです。もっともっと黒潮町らしいこの人権感覚を養っていくためにも、就学前教育の充実、この人権感覚というものを大事にせないかんがと思うがですけども。

そういった取り組みについて、今後何か取り組みがありましたら教えてもらいたいです。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

議員おっしゃられるように、就学前教育。特に保育所から小学校へのつなぎという、非常に大事になってまいります。今、保育所と、それから小学校の方では個別の引き継ぎシート、こういったものを作ってですね、その児童の特性等を学校へ引き継いでおります。個別の対応は行っておりますけれども、保育所の段階で、特に人権教育というふうになってこようかと思っております。人権保育でございます。

これまでも人権保育については各保育所で進めております。先日でも人権保育の定期大会が黒潮町で開催をされまして、町内の保育士さん、あるいは町外の保育士さんも多数集まって、研修なども行いました。人権教育、あるいは人権保育については特に大事な部分であるというふうに思っておりますので、これまで以上に小学校と保育所の関係を密にしながら、この人権が守られる、人権感覚を養っていける、そういった保育士さん、あるいは教員の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

僕も1年に1回、5校、大方地域の小学校6年生の人権学習をやるがですけども、その中でもやっぱりいじめというのは最低の、人に対してやるいかに行動だということを書いてきました。

言葉で人を殺すことができる。そういうことをもっともっとこれから、教師、教育委員会をはじめですね、もっともっとアピールしていってもらいたいと思います。

もし、いじめあってもですね、生きていれば誰かが助けてくれる。そういうふうな仲間づくりがこれからはもっともっと必要になるんじゃないかなと思います。そして、教育長をはじめですね、黒潮町らしい人権教育、

人権保育をですね、これまで以上に推進していただけるよう期待をしております。

次にいきます。不登校です。

同じくですね、10月の28日に小中の不登校率全国1位と、高知県1,000人当たりの数字が高知県が1位ということに出ておりました。

今現在、本当にこのことについても教育委員会も一生懸命やってくれておるんですけども、これに対しての今の現状、取り組みはどうなっているのでしょうかということです。

お願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは2番目の、不登校の割合が高知県は全国1位であるが、黒潮町の取り組みは、とのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の不登校児童生徒数について、黒潮町の状況をご説明を致します。

まず、不登校の定義についてご説明を致します。

不登校とはですね、1年間に連続、または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により登校できない状況にあること、これをいいます。

議員ご指摘のとおり、平成27年度の小中学校における児童生徒100人当たりの不登校出現率が全国平均で1.26人に対しまして、高知県は1.57人と全国で最も高い値となっております。なお、黒潮町の出現率は1.46人になります。

町の取り組みはということでございますけれども、先ほどいじめ問題で答弁をさせていただきましたが、やはり児童生徒の自己有用感、そして自尊心をはぐくむための教科指導、あるいは学習の達成感を持たせるとともに、学級活動や学校行事などを通じた人間関係づくりが大事になってまいります。

さらに、QU調査、あるいは学校生活アンケートにより、子どもたちの実態把握。これに努めることが大事になってまいります。

また、不登校の原因には、学校生活だけでなく家庭生活などの環境も影響をするというふうに言われております。このため、家庭との連携も非常に重要になってまいります。PTAや関係機関との連携にも心掛けていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

ほんで、不登校となった要因というものがあると思うがです。

その中で、高知県のこの調査表を見ますと、学校、小中の合計です。学校における人間関係の課題を抱えているというのが140もあります。そして、無気力37、不安の傾向がある91。

これ、僕ちょっと分かんがですけども、この不安というのは人間関係もあると思うがですけども、どういふふうに分かっているのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

今、ご質問のあった不登校の要因ということで、県が分類している項目ごとの数値を挙げていただきましたけれども、不安というのはですね、例えば小学校から中学校へ上がっていく段階で周囲の環境が非常に変化をします。当然、人間関係なども変化をすることがございます。そういったことで、これまで。例えば少人数の学級が大人数の学級になったりしてですね、そういった人間関係による不安とかですね。あるいは、当然、学習内容なども変わってきます。そういったことに対する不安などもあろうかと思えます。

さまざまな不安要因はあろうかと思えますけれども、一概にこれがそうですよということとはなかなか言えませんけれども、それらが想定されるというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

特にこの問題についてはですね、将来の黒潮町を担う、そして人材の育成という面でも非常に重要な課題であると思えます。

そして、一人一人の子どもが持つ能力を最大限に伸ばして、自立できるようにしなければいけない。そして、学校とはさまざまな力を見つけていく最も重要な場であると、自分は思っております。そして、その中でこういうふうな不登校になるというような環境をつくるということも、自分たち大人の責任もあると思えます。これまで以上に教育委員会も、この不登校防止、また子どもの黄信号が点滅したと思ったらですね、すぐ対処してもらいたいと思えます。

そして一番重要になってくるのは、やっぱりスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの存在だと思っております。今現在、スクールソーシャルワーカーは黒潮町1名ですよ。やはり、そこらへんももう少し考えなければいけないんじゃないかな。黒潮町が 1.46、全国平均よりも高い数字というふうに聞きましたけども、やはり、スクールソーシャルワーカーの増員がこれからもっともっと必要になってくるんじゃないか、思います。

国は2020年までに、このスクールソーシャルワーカーを100倍増やすというような計画もあるみたいなのですが、黒潮町としてやはりこのスクールソーシャルワーカーの増員をどうにかもう一人でも多く確保できんかなと思ってるんですけども。

教育長どうでしょう、そこらへん。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

スクールソーシャルワーカーのご質問でございますけれども。現在ですね、黒潮町スクールソーシャルワーカー2名体制で行っております。27年度に1名増員をしまして、2名体制になっております。

スクールソーシャルワーカーの役割というのは、非常に重要になってまいります。先ほども言いましたけれども、学校の先生方、非常に多忙ということで時間がない状況の中でですね、スクールソーシャルワーカーがそういった対応への、各機関へのつなぎ、そういった部分では非常に大事な役割を担っていただいておりますので、国もこれから増やしていくという方向でございます。そういったことが、このスクールソーシャルワーカーの重要性に表れてるというふうに思っております。

現在は2名体制で行っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

今、すみません。2名ということで、僕はちょっと調べるがを怠っておりました。すみません。

まあ、2名でもですね、なかなかこのスクールソーシャルワーカーの役割というか、読んでみましたところ、すごい責任感のあるような仕事な感じです。

やはり、こういうふうなことを考えても、やっぱりスクールソーシャルワーカーは2名でも3名でも4名でもかまんと思うがです。やはり、こういうふうな子どもに対する人材育成の面から見てもですね、これからの子どもをきっちりと、だから育てていくという面からでも、やはり1人でも多く採用して、確保してもらいたい、そう思っております。

この不登校についてもですね、本当に学校、教育委員会等、頭も使ってやってくれてると思います。一人でも少なく、学校生活が楽しい環境をつくっていけるように、大人、そして教育委員会とですね、僕たちも一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、これもですね、いじめじゃなけんど、黒潮町なりの取り組みが必要になってくるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いを致します。

最後に、教育研究所の役割についてです。

教育研究所というものは知らないという保護者や、そして住民の人たちが結構おられます。そして、ホームページもですね、ちょっと僕見てみましたが、26年、24年。すみません、24年から更新してないんじゃないかな、そう思うがですけども。

この研究所、どのような研究をして、どのように学校、保護者に返しているのか。

お答えをお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは質問事項2のですね、教育研究所の役割についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、黒潮町教育研究所についてでございますけれども、この研究所は平成18年度に設置をされまして、研究員として、県から派遣された教員1名が勤務をしております。平成25年度までは教育次長が研究所所長を兼務をしておりましたが、26年度からは非常勤の所長を配置をし、2名体制となっております。

教育研究所の役割は一言で言えば、黒潮町の教育の充実、向上に資するということになろうかと思っております。このための専門的な業務が非常に多く、その業務は保護者や地域へ情報発信をするというよりも、直接的に学校とのかかわり、そういったことが主なものになろうかと思っております。

その主な業務内容についてご説明を致します。

まず、学力向上を図るための取り組みとしてですね、4月に実施をしております全国学力・学習状況調査をはじめとする各種の学力調査や体力調査などの分析を行い、その分析結果を基に、各学校の研究主任で組織する学力向上委員会や各学校での研究協議の中に加わり、授業改善など、各校の学力向上へ向けた取り組みの支援、こういったことを行っております。

それから2つ目として、各学校の研究主任で組織する学力向上委員会というものがございますけれども、この中でオープン講座を実施をするとともに、教職員の夏季研修会。これ、全員参加でございますけれども、調

査、分析結果を発表をしております。

次に、児童生徒の健全育成への取り組みということになります。

黒潮町が独自で行っている生活実態アンケート調査の集計と分析を行いまして、教職員へは8月の夏季研修会で報告するとともに、集計結果を全保護者へ配布をしています。

それから、各学校の欠席状況や問題行動などの集計分析を行うとともに、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室、これ、くじらルームでございますけれども。これらと連携を図り、児童生徒の健全育成に努めているところです。

それから3点目として、防災教育に関する研究活動がございます。

これ、所長が26年度から配置になったということは、これに関連をしてでございます。

26年度から群馬大学の片田教授のご支援により新たな防災教育に取り組んでおりますが、防災教育カリキュラムに基づく作業部会の運営、こういったことはもちろん、事業内容の研究、各校の防災教育授業や研究協議への参加、そして防災教育の推進、こういったことを図っているところです。

これら主な取り組みをご説明させていただきましたけれども、特に学校との密接な連携が必要な業務が多く、今以上に連携を図ることが重要であるというふうに考えているところです。

また、ご指摘のありましたホームページにつきましては、しばらくの間、これ26年の3月の27日以降、更新ができておりません。これはホームページを各小中学校、黒潮町独自、統一したものにしようということで、この時期から取り組みをしておりましたけれども、ちょうど研究所と、それからあかつき館の分がちょっと漏れておりまして、現在、研究所と大方あかつき館のホームページ、これをリニューアルするために業者を含めてですね、協議を進めております。来年度には新しいホームページになる予定でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

分析や、なかなか結構な仕事があるがですけども。

この26年度の5月号の、ちょっと僕、資料取ったがですけども、生活実態調査や学力調査結果の分析というような項目がありますが、その各研修会で報告を致しますというふうなことがあります。やはり、こういう。これも多分、学校側に報告するがと思うがですけども。

僕は思うのですが、学校、研究所、そして保護者が、三者が一体となったこういうような研究発表なり討論なりをやる場がこれから必要になってくるんじゃないかなと思うのですが、その方、考えていないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは再質問に答弁をさせていただきます。

学校と保護者との連携というのは非常に大事になってくると思います。特に、こういった学習関係、学力関係も当然でございます。保護者との連携という部分ではですね、先ほどのいじめ等の問題では、スマホの問題とか、いろいろ研修会なりを行っております。

また、学校ごとではございますけれども、参観日等、それらを利用してですね、保護者と学校との協議、研修会、そういったものを行っております。

今ご指摘の、三者が連携した発表研修会ということでございますけれども、保護者等にもそのことをお話し

をしまして、そういった要望があるようでしたら、またそういう機会もこれから設けるようなことも考えていく必要があるかというふうに思っております。

今現在のところ、保護者と学校という形ではですね、できているというふうに思っております

ただ、その中に教育委員会として入っていないということが現実ございますので、それについてはまた検討したいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

とにかくこういうふうな、また新しい取り組みがこれからもっともっと必要になってくる時代になってきていると思うがです。

ぜひとも教育委員会にはこれまで以上に期待をしていきたいと思っております。特に、先ほども言うたいじめや不登校、そして学力も大事ですけども、そういうふうな取り組み。そして人権教育。さまざまやることはいっぱいあると思っておりますけども。とにかく、地域や保護者、そして学校が一体となって、黒潮町の教育の環境をしっかりと子どもたちのためにつくっていく。そして、人材育成のためにも、子どものためにもっともっとお金も使っていないんじゃないかというふうなことをつくづく思います。

これまで以上に、町行政、そして町教育委員会に期待をしております。

以上で終わります。ありがとうございます。

議長（矢野昭三君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、藤本岩義君。

3 番（藤本岩義君）

議長のお許しを得ましたので、今日は3件についてお伺いします。

まず初めに、世界30カ国、約360人の高校生が集まった11月25日から26日の「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮は成功裏に閉幕したと思っております。

地域の皆さまや関係者の皆さま、また職員には、通常業務をこなしながら1年前から準備をされ、大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

構想が報道されて以来、多くのマスコミ等でも取り上げられ、国内はもとより世界に黒潮町犠牲者ゼロへの取り組みが発信されたと思っております。また今後、津波高34メートルという南海トラフ巨大地震の想定と向き合ってきた黒潮町は、国内はもとより、世界の先導的な見方をされていると思っております。

今回のサミットの取り組みも含め、どう評価をし、今後の課題を明確にして取り組んでいくのかお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

藤本議員のサミット関連についてのご質問にお答えします。

通告書に基づきまして、まず、このサミット本体についての評価と、それから今後の課題について答弁させていただきます。

本サミットはご案内のとおり、防災の知見と地震津波の脅威を伝え、必要な防災、減災、迅速な復旧復興、国際連携に資する施策を総合的かつ計画的に実行することで、地震津波から国民の生命、身体、財産の保護、国民生活および国民経済に及ぼす影響を最小化できる、国土強靱（きょうじん）化を担う将来のリーダーを育成することを目的に、今回初めて開催されたものです。

今回のサミットには、海外 29 カ国 61 校から、高校生 246 名、引率 38 名。国内 37 校からは、高校生 113 名、引率 47 名の参加を得、会議の議長は地元大方高校生が務められました。

25 日に開会式とブリーフィング、26 日には分科会、フィールドワーク、記念植樹、記念撮影といった記念行事、および総会において分科会報告、そして黒潮宣言を採択し、盛会のうちに終了できたと思っております。

また、今回のサミットには 2 日間を通じまして約 300 名の住民の皆さまに体育館に足をお運びいただきました。また、大方高校、佐賀総合センターの中継会場にもご参加をいただいたところです。

さらに、お弁当の準備をしていただきました方々や、歓迎、送迎にお集まりいただきました方々、また、参加者の帰りのバスを国道沿いで見送っていただいた方も多くおられ、これら多数の町民の皆さまのご協力があり、成功裏に本サミットを終了することができました。

ご尽力を賜りました大勢の皆さまに、この場をお借りし厚く御礼を申し上げる次第です。

質問の、本サミットを通じた成果は幾つかあるかと思えますけれども、最大の成果は、何より母国での事前学習。海外高校生におきましては、宮城、和歌山両県におけるスタディツアー。そしてサミット開会後は、各種報告の拝聴、ワークショップでの熱心なご議論、真剣な避難訓練とフィールドワーク、そして総会での代表者の発表へ、黒潮宣言を取りまとめていただいたことにあります。

多様な価値観、考え方、思いがある中で、一つの宣言文にまとめられ、発信されたことの意義は大変大きいと思っております。

また、今回参加された高校生の真剣で真摯（しんし）な取り組みの姿勢を拝見させていただき、本サミット開催の初期の目的である、各国、各地域で活躍する防災リーダーの育成につながったと確信を致しております。

次に、当町における課題はというご質問ですけれども。

当町と致しましては、今サミットにおきまして取りまとめられた黒潮宣言をはじめ、今回のサミットを通じ交わされた議論全体をしっかりと把握し、今後の当町における防災に生かすことが重要であり、また求められていることだと考えております。

現在、報告書の取りまとめ作業が行われており、報告書が仕上がり次第、しっかりと分析をさせていただき、当町の防災に役立てていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ほんとに成功したと私の方も思っておりますし、ご苦労さまでございました。

そこで、共同記者会見で町長は黒潮宣言について、黒潮町の名前が冠になって世界に宣言文として発信されるのは本当に誇りだと開催成果を口にし、尾崎知事も黒潮宣言を防災意識の高揚につなげていきたい、サミットのレガシー、遺産を残していきたいと話していますが。

世界で初めてサミットを経験した黒潮町として、体験や記録、冊子等を整理してですね。議員協議会ではちらっと町長の方がおっしゃられてましたけども、黒潮町の記録として、遺産として、今後残していく考えはありますかでしょうか。

特に、できるだけこういう初めての経験でございますので、ただコピーしたとかそういうものでなくですね、

ある一定こう、記録性のあるものを残していく考えはありますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答え致します。

ご質問、ご指摘がございましたように、なかなかそうそう開催できるレベルの大会ではございませんで、ご協力いただきました住民の皆さんも多数おられます。従いまして、今回、レガシーとして残す部分は幾つかあるかと思いますが、一つは記録として残すこともしっかりと抜かりのないように取り組んでまいりたいと思います。

また、それ以外にも一番大きなレガシーとして自分たちがとらえているのは、本サミットの黒潮宣言、あるいは全体でどのようなご議論が行われたかをすべての把握をした上で、しっかりと分析をさせていただき、この本サミットから黒潮町の防災に、あるいは各地域の防災にいかなる寄与、派生が生まれるのか、これが最大の自分たちの指命だと思っております。

部分部分でしかお伺いをしていませんので、全体の把握がまだできておりませんが、本当に役に立つようなご意見が多々ございました。それらをしっかりと分析させていただき、当町の防災に役立てていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

今後、整理をしていただいて、残していただけるということで。このサミットに参加してなかった県内の各高校も、それから、今から高校になるであろう小中学生も含めてですね、活用できるようなものにしていただいたら非常にうれしいと思いますし、そういう方向でいかれるということですので、よろしくお願い致します。

次に移ります。

職員の労務管理についてですが、伺います。

今年も一般会計だけで 129 億 6,000 万余りの予算が生まれ、多くの事業等で職員に相当無理があったのではないかと心配をしております。

国からも働き方改革が言われている中で、最近では広告業最大手の電通でも過労死の問題がクローズアップされております。黒潮町職員安全衛生委員会、総括安全衛生管理者の副町長にはご承知だとは思いますが、過労死等防止対策推進法第 6 条により国会報告された平成 28 年度過労死等防止対策白書によりますと、地方公務員では 60 時間から 80 時間の時間外勤務が続くと、脳や心臓疾患が増加しているし、年齢的には 30 歳以上から増加をしております。メンタルの面では、職場環境や住民との公務上の関係で発症が多いとされております。

黒潮町では起きないとは思いますが、ある住民の方から電話があり、職員の身内の方の話として、毎日仕事の帰りが遅い、尋ねると、忙しい、時間外は出していないとのことでした。このような状態があるとすれば心配をしております。

先にストレスチェックの質問をしたときに、出退勤のデータを見て管理職が個別面談をしながら対応している。また、していくとのことでした。ほんとにできているのでしょうか。

昨年 4 月から出退勤の記録がデータ化されたので分析はしやすくなったとは思いますが、出退勤の記録と時間外勤務の記録の差が著しい職員はどれぐらいになっておりますでしょうか。前回もお伺いしましたが、まだデータとの照合はできてないということでした。

本当に、俗に言うサービス残業はないのでしょうか。11月までにまとめたストレスチェックデータとの因果関係はどのようになっているのでしょうか。

黒潮町職員安全衛生委員会ではどのように協議されて、現在まで来ておりますでしょうか。

労働安全衛生規則第23条では、月1回開催が必要とありますが、いかがですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の2番、職員の労務管理についてのご質問にお答えを致します。

本年度も防災対策や過疎対策および新庁舎建設などの喫緊の課題の増加により事業量が増大をし、少子高齢化と人口減少対策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の実行等に伴い、職員にもご負担をお掛けしているところでございます。

特に、本年度は地域担当制に加え、先の世界津波の日高校生サミットの企画運営に多くの職員が携わりました。

議員より、出退勤のデータから職員の健康管理をどのようにとらえ、分析し、対応しているかについてのご質問がございましたが、平成27年4月より出退勤の時間、時間外勤務命令、休暇申請等の管理システムを導入致しまして、システムにより所属長は課員の出勤簿、出退勤、時間外、休暇等を照会することができます。

時間外勤務命令時間と出退勤時刻に差異が生じていることがございますが、業務上必要であると認めた場合には、適宜追加で命令等を行っているところでございます。

職員の健康管理につきましては、人事評価による評価者、所属長でございますけど。ここが面談、年3回。また、場合によっては随時面談も行っております。また、ストレスチェック、心理療法士による月1回のメンタルヘルス相談によりメンタル不全の未然防止に努めているところでございます。

また、7月からは毎週金曜日をノー残業デーとし、職員の健康維持、増進や公務能率向上に努めているところでございます。

なお、時間外勤務命令につきましては、所属長が業務上必要であると認めた場合に行っており、これに伴い予算確保にも努めておまして、時間外手当の未払いはないものと判断しているため、サービス残業につきましてはしないものと認識をしているところでございます。

ストレスチェックの目的は、職員自身のストレスへの気付き、および対処の支援、ならびに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調になることを未然に防止することを主な目的としています。

ストレスチェックの分析につきましては9月議会定例会におきましてもご答弁を致しましたとおり、厚生労働省の示す偏差値に近い結果となっており、職場環境の改善措置が必要な状態ではないと判断をしているところでございます。今後、安全衛生委員会でも、このことについては十分検討をまいります。

ストレスチェックにつきましては個々の基準により診断されるもので、必ずしも勤務時間数に比例した結果が表れるものではないと考えますが、長時間勤務と健康被害につきましては密接に関係をしているため、今後におきましても時間外勤務の縮減に向けて業務効率の改善を図り、また管理職を対象としたラインケア研修も引き続き実施をし、適正な労務管理に努めてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

まあ、適正に管理をしておるということでしたが。

何言いますか、その出退勤のね、データというのは非常に大事なわけでした、前は出勤簿に押しゅうだけでしたので分かりませんでした、今は入ってきたときに IC チップをかざして入ってきて、何時に庁舎に入って、何時に庁舎から出ていったという記録が残るわけです。

それと、当然その5時15分以降は勤務がないわけで、まあ2、30分いろんな作業して帰る人はそれはおると思いますが、それ以上長期にわたってですね、ここに、庁舎の中に滞在したにもかかわらず、時間外が出てないというのがどういうことかといいますと、極端に言えばですね、不法滞在なわけです。本来、帰らないかん者がどうしてそこにおるのか、あるいはパソコンを利用しておるのか。仕事でないのにそういうことをする必要はありませんので、やはり帰っていただくというのが本来の姿であろうと思います。それを暗黙の了解で、やっぱり多少なりとも残った仕事をやりながらですね、やっておる状態が続いていけば、先ほど言った、確かにストレスチェックに出てこない部分もあるかも知れません。あるかも知れませんが、先ほど言いました厚生労働省のデータから見ますとですね、やはりそういう時間外が続いていきゆう方に限って、結構そういう調子が悪なったりする方がおられますので、そこを言いゆうわけです。

だから分析的には、先ほど言いましたその時間外と出退勤の記録のあまりにも差のある方がおるんじゃないかなと。その方はいないですかね。総合的に、全体的な話ですので副町長に聞いたらええとは思いますが、そういう方がいませんか。おるとすればですよ、そういう数的データに基づいて安全衛生委員会もですね、やっぱりいろいろ協議して対応していくべきだろうと思うんですが。

その付近は本当におりませんか。そんな極端に差があるのが。

何か僕らが見ますと、結構、電気ついておるんですよ、ここ帰るときも。あるいは、前も言いましたけど後ろから帰るときも、電気ついておる方が結構あるんです。それは残業してないんですかね。なければ、電気を使うておるのはちょっと問題があると思います。長らくそんなにおるのは、やはり早く帰って行って、ここの庁舎におることによって家庭不和にもつながってきますので、そういう方にはやっぱり早く帰っていただいて、翌日の英気を蓄えですね、また元気に出勤してもらわないけませんので。

その付近の管理がどういうふうになっておるかなと思うんですが、いかがですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

確かに、藤本議員のご指摘のようにですね、出退勤の徹底、退出する時間と時間外と合わないという現実はあるかと思えます。その中身につきましては先ほど課長が言いましたように、課長、管理職が面談をして、そのあたりの情報はつかんでるというふうに思っております。

中身につきましてはですね、実際、個人的な用務であれば退出するのが原則であります。しかしながら、個人個人でそれぞれの業務においてボランティア活動等、する場合もあつたりします。もし、手話とかあればですね、そこに参加をして、その部分は個人のボランティアとして参加をして出退勤とずれがあるとか、それぞれの研修をする部分についてもですね、退出をしない場合等も聞いております。

そういう中で、個人的な研修も含めた部分もあるというふうに認識もしております。そういうことだけじゃない場合もあるかと思えますが、その場合は速やかに退出をするというのが原則であろうかと思えます。

そして、安全衛生委員会のことに若干触れさせていただきますが、実際には会は3回ほどの安全衛生委員会の開催となっております。その中身につきましても健康状態のことをございまして、職員の健康診断、人間ドック、一般健診、そして健康保持の予防接種、そしてメンタルチェックのこととあります。そして、メンタ

ル的なことにつきましては先ほど課長が言いましたように、安全衛生委員会は年に3回ぐらいですけども、毎月1回の心理療法士によるストレスの相談というふうなことを行っているのが実情でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

衛生委員会の話ですけども、衛生委員会は今3回ということでした。

けど、これ厚生労働省が出しておるところの規約であります労働安全衛生規則第23条では、確か衛生委員会は月に1回以上となっておると思うんですが、3回やったら少ないんじゃないですかね。特に今のような状態が、多忙な状態が続いておるときに、職員の健康管理というのは相当神経を使ってやっていかないとはいけませんし、現在も3名ほど調子悪くて休んでおられる方がおると思うんですが、そういうのをやっぱり早期発見、早期治療といいますか、対策といいますか、そういうのが必要になってくるんですよね。そこがどうも、この何年かずっと気になってずっと見ておりましたけども、何か出てから後いうような感じがします。そのためにはですね、やっぱり労働安全衛生委員会もよく開いてですね、その月に1回ぐらいはそういう問題がないのか。私がこうやって指摘したことをどう取り組んでいくのか。

それからもう一つ、先ほど言いました各管理職でその調査をして、その中で面談でやっておると。このことはやっておるといことで信用しますが、やった結果とか、その数的データを副町長がこの安全衛生委員会の総括管理者ですので、そこに集約をして全体的なことを見ながら、人事へも含めて活用していくべきであろうと思いますし、その付近までまだ来てないんですかね。課長の段階で止まっておると。

ほんで、総括的にやっぱり見ないと、いろんな業務のその変化とか、先ほどいろいろ仕事があるということ言われてましたが、その調整がつきにくい部分もあると思うんですよ。そこをやっぱりしていかなくてははいけなかなと思うんです。

出退勤の時間外とデータの差があるのはボランティアとかそういうのがだいぶあるということでしたが、そうやったらボランティアがどれぐらいで、実際の勤務と何われる業務がどれぐらいあるかぐらいはですね、やっぱりある程度数的データとしてやっぱり見ていくべきじゃないかなと。かっちりにはよばんですけど、何割ぐらいあるとか。ゼロなんですかね。

これ、承知だと思んですけども、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準というのが厚生労働省から出てるんです。というのはどういうことかといいますと、出せ出せ言うても出さない人もおるろうし、それから自己申告の場合の時間外とか、命令的にやる方法とありますが、今は黒潮町では命令形式は取ってますけど、自己申告ですよ。そこが、その職場環境で出せない人もおるかも分かりませんし。

この厚生労働省が出しておる、今言いました労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準というのは読まれたことがありますか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

時間外につきましては、使用者である町長の方から命令をして時間外をしていただくということになってございます。その中で自己申告的なことですね、実際はつけていただいております。

時間外の内容につきましても、管理職で内容について吟味をしていただいたおるといふふうに認識をしてお

ります。

先ほど言いました出退勤、退勤と時間外との時間のずれ、ボランティア等を含めてさまざまな部分あると思いますが、現実、時間とかいうことは自分の方は、それ、まだ把握してない部分がございます。しかし、一応、課長と面談をしてですね、時間外の多い職員等の健康状態の把握は、自分の方が一応課長と面談の中で個人的な職員の状況あたりは把握しているつもりでございます。

そして、安全衛生委員会の回数でございますが、実態と計画、そして産業医との打ち合わせ等に年3回ほどの会を開いているということでございます。その会の中身につきまして、健康状態をそれぞれ個別に話すことはほとんどないのが実情でございますので、実際の職員の健康状態というのはですね、先ほど言いました心理療法士の先生の相談等をですね、実態としてはそこで一応把握をしていくと。個人からの相談を受けて対応していくというのが実態でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

やっぱり、やりゆうやりゆう言うても、その最後の詰めのところをね、やっぱり数的データ、やっぱりこれぐらいの状態だからこうするという、こういうふうに持っていくというのが、その安全衛生委員会の中でやった個人のことをどうのこうのまでは言いませんけど、こういう状態であるというのはその委員会の方できちっと把握してからじゃないと方向性が見いだせないがじゃないかなと思うがですけども。

産業医の分も、前、税の方が100時間超えちゃったき、産業医との連携はしたかなあ言うたら、してなかったようですけども。2カ月平均が80時間超すような方の場合にはですね、これも産業医との連携をやっぱり図っていくべきだろうと思いますし。

メンタルヘルスケアでも今言いよった心理士等に相談してやられておるとい、従前から言うから随分対応ができてきたと思うんですけども。それでも従前よりか逆に、そうしゆう中でもですね、調子悪なって休まれる方が毎年毎年おられるいうことをやっぱり。それはいろんな個性だけでは済ませれないこともあると思うんです。町そのものが見つけてないこともあるかも分かりませんので、そういう委員会も。

委員会は、特に関係の課長と副町長だと思うんですが、その中に衛生管理者というのがございますが。衛生管理者というのは国家試験を受けられて、あるいは国の免許をもらうてですね、第一種衛生管理者とか第二種とか、もしくは衛生工学衛生管理者などが衛生管理者になるわけですけども、50名から200名の中に1名をはめちよかないかんということなんです。

これは、衛生管理者はですね、少なくとも毎週1回、事業所内を見ないかんがですよ。ただ、職名的にその衛生管理者の方に職を与えてですね、衛生管理者と指定してもですね、なかなか動けない状態ではそこら付近はできないがかなと思うがです。

その安全衛生委員会にもですね、やっぱり参加もしてもろうてやらないかんと思いますが、現在その職員の中でもう既に免許持っておられる方がおると思うんです。その第一種衛生管理者免許を持たれる方は現在何名おると把握されておるんですか。

あるいは、申請さえすればですね、県が国家試験に通った者。あるいは、その資格を持った人に県に申請して免許をもらうわけですけども、既にそういうのに取られておる方もおると思うんです。

この付近は早く把握してですね、1名といわず何名かを指定して、一週間に一度見ないといけないから各ブロック別に分けて管理もしていただく、相談にのっていただくという措置も取れるんじゃないですかね。

職員も臨時さんらも含めたら相当数になると思うんですが、この付近はどのような対応を考えておられるんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

企業的にですね、職員のためにですね、衛生管理者雇うということもなかなか難しいことでございます。

実際に安全衛生委員会の中で衛生管理者と致しましては、職員であります保健師の方を配置をしておるところでございます。

内容につきましては先ほど話しましたような、健診のことであるとか健康保持の増進事業、そしてメンタル的な業務につきましてもですね、保健師である職員のアドバイス、指導を受けるということにしております。

ということで、雇用をしてですね、その対応をしていくということはなかなか困難であるというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

私は、雇用せえいうて言いようがないです。

何名、職員にそういう資格を持った人が人事を管理しよう、副町長やったら分かっておると思うんですが。その資格を持っておられた方が何人おって、あるいは潜在的免許者といますか、知事の方に申請をしてない方もおられると思うんです。そういう方がおればですね、1人の保健師に、あるいは2人の保健師に、今言いよったように少なくとも毎週1回事業所を見なさいよという役割があるわけですけども、それが現実的にはできなないわけなんですよ。組織上はあったとしても、形の上だけではどうもその付近があまり面白くありませんので。

現在、ほんでどれぐらいおられて、免許を申請してない方がどれぐらいおられるかなと、そのぐらいは把握して対応策を考えていかんといかんがじゃないかなと思いますが、そのことについて。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

実際のところ今1名というふうに、免許の部分1名というふうに認識をしております。

安全衛生委員会では、保健師の方は2名を対応で参加をしていただいておりますが、1名を衛生管理者ということで対応してございます。

保健師の中でも、免許的にはありますが、資格として持っておるというふうな認識を今把握してございません。

そして、一週間にというふうなことではございますが。職場の中、一週間に一遍を管理するというのもなかなか実際のところは難しいことでありまして、実際に職場の中、点検は安全衛生委員会で1年1回集まってですね、職場の方を巡回をするということをしていただいております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

その付近がちょっと弱いところだと思うんですが、衛生管理者そのものはそういう役を、責任を持たされるわけですよね。1名でそれ回れるはずはないだろうと、私は。

その職務を持ってなかったらですよ、それはできると思いますが。通常の業務も結構忙しい、健診やその他、保健師の方はやられておりますので、それを持たすのであれば、兼務でやるのであれば、複数の方をお願いをして、ある程度その付近も充実しないとですね、この付近が解決しないだろうと。これは、ほんとに衛生管理者は置かないかんことはご承知のとおり。ほんで置いたら、その方は少のうても一週間に1回ぐらいは回っていかないかんということになっておると思うんです。

なっておるにもかかわらず、そんなところではできんけど置いちゃうだけ、委員会だけで協議をしゅうというのは、ちょっと問題があるがやないかなあと。その委員会も月に最低1回以上は開くべきというがは規準なんですよ。基準どおりできてないことであればですね、今後解決していくとか、いつごろまでに始末していくとか。それから、職員の中にそういう資格を持った人がおれば、その人の、持ちゅうけどそれを、免許を申請することによってまたその人の仕事が増えるとなりゃあまた別なんですけど。その分を何かの方法で対応しながら、その方が動けるような方法を取っていくべきと思うがです。どうもその付近が、どうも明確になってないがやないかなと。

これは、毎週1回作業所巡視というのは基準として定められておると思うんですが、そのことはご存じなんですかね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

自分の方も詳しく把握してないのが現状でございます。申し訳ないところでございますが。

議員言われるようにですね、職場の状況と衛生管理者が把握しなければならない部分、かなりの部分ですね、管理職、課長の方が把握をして自分の方まで挙がってきているというふうにも認識をさせていただきます。

職場環境につきましては、それぞれ課長からいただいたものをそれぞれに解決をしていくというふうなことで、今のところは、現状は行っているところでございますので。先ほど言いましたようにですね、1人の保健師が現在のところ一週間に一遍とか、そういうことを現実的には無理かというふうにも考えてございます。

そして、先ほど言いましたように雇用の方も現実的には難しいというふうに思いますので、管理職、課長の方が意見を吸い上げて、自分とこまで挙がって、職場的にはそういうことを一つ一つ解決していくということになろうかと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

難しいとか難しいないとかじゃなくて、それをせないかんことになっちゃうと思うがですよ。

せないかんことはやっぱりしていかないかんですから、できるような環境をつくっていくべきだろうと思えますし。

それから来週、衛生管理者免許というのはですね、ご承知だと思うんですけども。これは、例えば医者とか

歯科医師とか、そういう人ら当然かまんわけですけども。そのほかに保健師の場合には、これは知事に申請すればですね、そのコピーを持ってやれば下りるんですよ。これは国の方が、免許の試験が免除されますので。だから保健師を、その一人の人がそればあ回るのが大変であれば、分散するためにそういう形でしたらどうかあ思うて先ほどから言いゆうがですけど、その付近が理解されてないかなあと。

第二種の場合には事業所が制限されますけども、第一種取るのは医者とかね、歯科医師とか。保健師であれば申請すれば知事から、労働局ですかね、県の。そこへやれば許可が、免許が下りてくるわけですね、免許状が。だから、その付近は労務管理の上から見てもですね、そういうところをやっぱり活用していく。その代わり保健師にそのことを課題として与えたら、今度その与えられた者はほんとに大変だろうと思います。責任がありますので。

その付近との考え方を調整していただくということができんですかね。今から先、この付近がやっぱり。いろんなメンタルの面も含めてですね、労働時間の問題も含めて、課長に相談できんことも同じ職員仲間であればちらっとでも話せることも出てくれば、実態を把握する上で非常にいいと思うんです。そのためにこの衛生委員会というんですかね、それもあるんです。安全衛生委員会もありますので。ぜひ、そのことを総括安全衛生管理者、職務としてですね。副町長はその職務がありますので、その職務としてやっていくということが必要でなかるうかと思うんですが。

もう一度、その付近は体制的に考えていくということはどうですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

すぐというわけに、なかなか難しい現実もございます。

先ほど議員から指摘のありました資格等も含めてですね、そして衛生委員会の回数自体は難しいかもしれませんが、内容につきましてもうちよっと精査を致しまして、職員の健康管理に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

するとか、せんとかやなしに、50 から 200 のところにはそういう組織的にやっていかないかんがですよ。するための話をしゆうがで、ほかのその管理職にお願いすることも当然あると思いますが。

この衛生管理者は、課長じゃできんがですよ。課長ではできません。資格がありませんので。まあ、一定資格持たれる方も、保健師以外の方で持たれておる方もおると思います。従前、佐賀にもおりましたし、保健師じゃないけどそういう資格を大学で勉強した方が持っておられる方もおりますので、そういう方は今企業もどこも置かないかんことになってますので、その方が動けるような体制というのはつくらないかん。

ほんで、一つの提案として一人の方がそういうことをせないかんことになってると思うんです。それをせないかんのにやってないとすれば、やれることを考えないかん。だから、そしたら誰が今手っ取り早いかわいいますと。手っ取り早い言うたらいいかんですが、保健師の方はその申請さえすれば持てるはずですので、それを持って、その労務を分散しながら、目的のその衛生管理者の業務ができるような体制はすぐにでもつくるべきだと思うんですが、それをその課長らに任しちゆうということではちょっと。できんがですよ、課長らに任せ

そこで少し方向性を取りまとめたいと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

やっぱり町長言われたように、今せつかくその委員会がありますので、その中で十分論議していただいて、何が足らんのか、何が落ちておるのかいうことをもう少し。その法の根拠になった、あるいはその委員会という規則をつくる根拠になったところを再度チェックをしていただいて。その法で決めておるのは最低限せないかんことですので、それはやっぱり守っていくという方向を見いだしていただいて、検討していただくということをお願いします。

一人でも、黒潮町の役場に職員になった以上、最後まで職務を全うしていただいて頑張ってもらいたいです。そのことが黒潮町の得に、得というのは利益にもなりますので。ぜひ、この忙しいときでからこそ、やっぱりそれを考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

次に、黒潮町の管理する土地について伺います。

黒潮町に買収や寄贈等で所有権を有すると思われる土地で未登記の土地は何筆あり、総面積は公簿面積でどれぐらいあるのでしょうか。

また、行政財産、普通財産を問わず、財産台帳にはどのように記載されておるのでしょうか。

黒潮町の財務規則 85 条第 2 項には、財産管理者は不動産、船舶、その他の登記を必要とする公有財産を取得したときは、遅滞なくその登記、登録をしなければならないと定められております。財務規則に。これは出納管理者も分かると思うんですが、定められております。

第 87 条第 3 項には、財産管理者はその管理する公有財産について、5 年ごとに、その年の 3 月 31 日の現況について、別に定めるところにより、これを評価しなければならない。つまり、財産評価もしていかないかんということなわけです。

これはどうなっておりますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の 3 番のカッコ 1、買収や寄贈により町有となっている未登記の土地についてのご質問にお答えを致します。

現在、町有地で未登記となっています土地につきましては、財産台帳にて整理ができています町道や公営住宅、改良住宅用地および、保育所ならびに菌茸生産施設用地の一部において未登記がございます。

筆数につきましては 38 筆ございまして、面積が 8,393 平方メートルでございます。

そのほか、福祉施設用地等において、一部未登記の土地がございます。

また、町道敷におきましては、昭和の時代等に寄贈を受けて、道路改良を実施しました個所におきましても未登記の状況にある土地が多数あると思われませんが、十分把握ができていないのが実情でございます。

なお、このような状況を解消するため、現在、道路改良事業に伴います用地買収時や地籍調査時に判明したものにつきましては、可能な範囲、登記事務を進めているところでございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

普通の公共用地といいますか、建物の下とかいう所の用地についても、まあ含めて 38 筆ですかね、まだ残りゆうということですが。

一番残っておるのは、私は課長の言われたとおり町道であろう。町道、農道については相当残っておるんじゃないかな。特に農道については提供が多かった関係もあってですね、相当残っておる。これが分かった分については随時調整はしゆうとは思うんですけども、なかなかそれが追いついていないじゃないかなと思います。

一番いいのは、先ほど言われたように気が付いたときにやっていくことと、もう一つは国土調査、地籍調査のときに判明しますので、その時点で分筆行為もできます。した時点でですね、やっぱり地籍調査と併せてですね、そこに登記のできる方を配置をしておいて、やっぱり何年計画なら何年計画でこれを始末していく。本来、町に提供したり寄付したりした土地がそのまま放置されて置くのは不動産登記法から言うてもおかしいですし、町だからそれが許されるという問題やないわけなんです。やっぱりそれは、やっぱり町は責任を持ってですね、住民に迷惑掛けないようにきちっと登記をすべきで、それが長らく置くと金額もだんだん高くなってきますし。

というのは、登記行為というのは相続とかそんなものがそのままおろそかになってくると、だんだん 1 人が 10 人、10 人が 100 人、そんな方にすべて判をもらわんとできない、現在の不登法でありますので。これを置けば置くほど、町の負担は大きくなってきます。やはりこの際ですね、やはりそれを整理をしていくという姿勢はやっぱり示すべきじゃないかなと思うんですが。

これは、例えば地籍調査の部分でやっていくとすればですね、地籍調査の分と併せて登記をできる職員、あるいはちょっと分筆行為もできる、測量できる職員も配置しながらです。今までそのずさんにやってきちゆうつけですので。これはやっぱり今から先、始末をしていかないといけないと思うんですが。それは今後やっていくとしたらですね、ただ、やるやるいうてずっと今まで来てますので、この際、ある一定の職員の対策班、管理班とか、いろんな形のグループというものですかね、チームをつくって、各課にまたがる分もあると思うんですが、していくべきだろうと思います。いつまでも置くべきじゃなくて。

まあ、黒潮だけじゃなくてですね、この問題は、全国津々浦々いろんな町村にこの問題は相当多くあるようでして、その対策始めておる市町村もあるようです。黒潮町も相当、今言いつた件数というもんじゃなくて、何千ぐらい僕はあるんじゃないかなと。私が前におるときに地籍調査をやってるときはですね、この地籍調査と併せて、道路の中に未登記の土地があった数が相当ありまして。こんな登記済証で 1メートルちょっとぐらいの高さになるぐらいの登記済証ができましたけども、そうやって整理をしよったんですが、それも最近はんまりやられておらないと思いますし。

臨時さんを雇用してですね、やってもいいと思うんですが、それはそういう知識を持った人が 1 人おったら、そのスキルを伝承してもろうて、5 年なら 5 年間、土地開発公社もなくなってますので、そういうことのできるチームをつくっていただいてやっていくという考え方はないですか。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは藤本議員の再質問にお答えを致します。

現在、この未登記の解消につきましては事業課において、建設課、まちづくり課におきまして、それぞれ 1 名ずつ嘱託職員も配置をし。また、総務課の方でも総務係において、できる分につきましてはそういう登記をしております。

議員ご指摘のとおり、今後、未登記の部分を置けば置くほど、その相続関係で登記がなかなか難しくなるということも十分認識をしているところでございます。

今後、地籍調査につきましても、まだまだ未調査の分もございますけど、全体的な役場全体の事業量も考慮してですね、その付近の人員配置等も検討が必要になってきますので、その付近でまた早期可能な範囲、進めたいとは考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

この始末をつけるにはですね、町がどれぐらい本腰でやるかということなですよ。

そのチームならチームをつくって、1つの班ぐらいの体制にしてですね、各課にまたがることも含めてですね。各課でできることとか仕分けもしながらですね、5年なら5年、10年なら10年計画ぐらいでやっていかないと始末がつかんと思います。

これ何言うかね、ごみをそのまま、掃除をするときそのときの仕事をしなくてですね、そのままほうきで払うて縁へ寄せちゃうだけのことで。それが積もってくれば、ほんとに大変なことになってきます。特別な法ができれば別ですけど。

町の建物についても本来は表示登記、所有権移転の登記をせないかんけど、今、町の建物等についてはほとんどやってないわけですよ、表示登記もね。これは特例があって、現実的にはその従前の旧法の流れをくんで、まあ、しなくてもいいと。しなくても、取りあえず当分の間、当分の間ですけども。その当分の間がいつまで続くかは知りませんが、その間にかまんです。土地等については、その売買行為をしていますので、あるいは寄付行為がありますので、それは早くやらないと問題を起こします。

これをどういう形で解決するかは町の姿勢だけなんですよね、既にやられたところもありますので。早くこの解決をしていくべきだろうと。

というのはなぜかいいますと、町に寄付したのに、あるいは売り渡したのに、いまだにまだ税金が掛かってきゆうとかですね。分筆行為をしてませんので、半分ぐらい土地取られておるのに、そのまま掛かってきゆう。ほんで、分かっちゃう分については免税をしゆう所もあります。けど、それはある意味、町民にとってみれば、同じような行為をしてるのに税金だけ免除になってる方と、登記もしてないづくに税金もわずかであれ、何十年もにわたって税金を払いゆう方もおると思うんです。

これはね、早う、やっぱり解決すべきだろうと思いうがですが、本腰やる気はないですか。町長。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問にお答えします。

財産整理につきまして、ここ数年でかなり進めてきたと自負をしております。

それからもう一つはですね、特化しなくても23年度ぐらいから地籍の事業のボリュームアップをしまして、そこで随分こう明らかになってくるケースもございます。当面はですね、今その手法でやらせていただきながら、全体のこの財産管理について少し時間をいただいて検討させていただければと思います。

何分にも、職務にあまり優劣をつけてという話ではないんですけれども、先ほどご心配していただきましたような、例えば全体の労務管理でありますとか、全体の業務ボリュームでありますとかと、ちょっと相談をさせていただく案件だと思います。

これ、やろうとすると相当な労力が掛かるところでございますので、少しお時間をいただいて検討させていただければと思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

何遍も言いますが、これは置けば置くばあ、ほんとに経費は掛かってきます。今の制度的にいくと。

だから、職員の労務管理上もほんとに大変だろうと思うんですが、これは専門的なことだけ、極端に言えば今やっていけばいきますので。現在、臨時さんというか嘱託で雇用されてる方にですね習えば、臨時さんで対応していけばいける部分はたくさんあるんじゃないかなと思います。

現在の人たちがそういう知識を持って働いていただいておりますね、そういうチームをつくって、外注みたいな形じゃないかも分らないんですが、そういう形つくってやれば、今の職員に直接迷惑掛けなくてもですね、経費と人さえ構えればできるということがありますので、町長が今言われたような方向で早いうちに検討をしていただきたいと思います。

次もまあ、おんなしことなんですが。もう一つ、ちょっと考え方違う分がありますので言います。

財務規則の第42条の第3項第9号では、不動産の買収代金の支払いについては、名称、所在地、事業名、用途、金額、消費税、および移転登記の年月日等を書いて支出命令書に添付せないかんと。そうやないと出納室はですね受け付けられないということになっておると思うんです。つまり、買収等の用地代は登記行為が行われて、所有権移転登記完了後以降でないで支払いができないということになってると解しておりますけども、間違いないですかね。僕の間違いじゃったら指摘していただいたらと思うんですが。

しかし、適法かは分かりませんが、登記の遅れから事業ができないことから、特別な案件の場合は登記前払事務取扱要領で支払いできるという運用がされています。ただし、その要領の第6条では事後処置として、所有権移転登記を完了しなきゃいかんと。早いうちに完了せないかんとなってます。

これは訓令ですので、規則よりも下に下がりますが、上位法の財務規則ではいかんいうて書きちゅうことを、運用で翌年ぐらいまでじゃったら何とかいうことになっておるようですけども。

合併後、この訓令の対象となったのは何件ぐらいあってですね、その後の登記はどのようになっておるのかお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、藤本議員の3番のカッコ2、財務規則による買収用地等の支払いおよび登記前払事務取扱要領により対象となった土地についてのご質問にお答えを致します。

財務規則第42条第1項の支出命令書には、支出の内容を示し、債務の履行の確認を証する書類を添付しなければならないと定めております。

同条第3項第9号により、不動産の買収代金の支出については、名称、所在地、事業名、用途、金額、消費税および移転登記年月日等の事項が確認できる書類が必要となりますので、現在、全部事項証明書を添付しているところがございます。従いまして、議員ご質問のとおり所有権移転登記が完了した後、土地代金の支払いをすることになります。

しかしながら、相続関係や地図混乱地等により、所有権移転登記に大変時間を要する場合は生じた場合には、特例として登記前払事務取扱要領に基づき、土地代金の支払いをしているところがございます。

合併後、取扱要領を適用しました土地につきましては 37 筆ございまして、面積につきましては 3 万 4,247 平方メートルでございます。

このうち 29 筆は所有権移転登記が完了をしていますが、残りの 8 筆につきましては現在も引き続き相続関係者等に対しまして登記に必要な書類の収集を行っており、関係書類が整い次第、速やかに登記を行ってまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

総務課長から説明ありましたように、37 のうち 29 筆済んで 8 筆残っちゃうということがありますが。

この訓令の方で支払いの基準というのがあるんですが、出納室に出されるときにですね、支払いの第 3 条のところにはずらずらと書いてるんですが、その金の支払いをした場合、この要綱使うて、本来はできんですけども。この要領で支払いをした場合、所有権移転登記が完了するものと、すぐに見込まれるもの。早く登記ができるものと見込まれるときにこの要領を利用できますし、それから相続関係等についても、確実に解決の見込みのあるものができると思います。

実際には、それ適用してもですね、翌年には完了せないかん。ただ、ちょっと遅れちゃうと、支払いができないということ、ほんとは私はいかないと思うんですけども、取り扱いの中でそういう形で、事業が遅れるといきませんので、そういう策を作っておると。けど、その解決が見込まれるものじゃないと支払いができないということになってますので、8 筆残るといのが本来おかしいとは思いますが。

多分残ってるのは共有地とかですね、そういうなかなか登記が難しい。多いときには 1,000 人ぐらいの人に判もらわないかんような筆がございますので、その部分については難しいと思うんですが、それでもやり方としてはいろいろ方法はあって、分筆行為は共有名でも 1 人おれば分筆もできますし、その部分の何分の 1 かの所有権移転しておれば道路なら道路にできると思いますので、そういう対策はされておるとは思いますが、なお確認してほしいと思います。

この別法というか別の運用を使いますと、後が、処理が大変ですので、こうやって残さないように。実際には財務規則ではもう払えんがを払うがですので、それはやっぱり各事業課の課長も自覚をした上で、やっぱりそれをやっていただく。

それと、もう一つはそのことをきちっと、係が変わったときに次に引き継いで明確にしておく。

それから、出納室と事業課に構える財産台帳には記載をして、これはこうこういう理由で現在まだ未登記だということを明らかにしないと、最初のときの質問のときのような、1,000 筆もそこらも出てくるような未登記の土地が出てきます。

ほんで、せんだつてもですね、ある方からこれもちょっと相談を受けたんですけど。

立会を求められてしたら、自分くの土地はもう既にその承諾もしてやっちゃうのに、現実的に登記ができてない。10 年も 20 年もできてない。測量もし直したに、まだやっぱりそれでもできてないとかですね。

それからもう一つ、土地で、その実際には売買できざったですけども、その人の言い分としては町に寄付して、道路がくえておるので拡張するのに土地は提供したのに、それが登記がきちっとされてない、そのまま放置されちゃう、何年もいうことで、用地の買収ができざったところもあります。

この問題は、やっぱり土地というのは微妙なところで、事業をやるにも土地が 9 割、95 パーセントぐらいの割合を占めます。やっぱり大事に扱うていくということは必要やと思います。

それから税金の、先ほど言いました問題もですね、分かっているとところは免税してますけど、してると思うん

ですけれども、その付近が未登記でなっちゅう関係でそのまま放置されておる所もたくさんあります。町はやはり公平に業務をやっていかないきませんので、その問題が出てきます。

ぜひ、先ほどと同じように、用地対策の所を作っていただいて、検討していただいて。早いうちに、ちょっとでも、ひいといでも早いうちに解決していただくいうことをしないとですね。今度、黒潮町も佐賀から今度中村まで高速も延んできます。そうしたときにですね、何年も前のそういう話がぼこっと出てくるときがあるんです。それが用地の交渉のときの、非常に問題になったりします。今まで放置しよって、今さらそれを分筆するかえということが出てきます。ちょっとした住民とのトラブルの中に。

用地交渉をしよったらですね、そんな話も結構今までにもありましたし。これは早いうちにですね、佐賀、大方問わず、やっぱりきちっと整理をしていかんと、こういう高速道路をつけるときにも支障になります。国の場合は、買収というか最終的には収用を掛けて、共有名るときもその相続人がおらない場合には法務局に供託金を置いてですね、それで事業をしていきますし。

それから、いったん道路になりますと、道路法の4条では私権というのを認めないことになってますので、町の方も安心しておるかも分かりません。道路敷になっておれば、それを壊したりすることはできません。抵当権の設定とか所有権の移転は道路敷であってもできますけれども、そこに、道路の上に物を建てたり壊したりすることは道路法上、第4条でできないことになってますけれども。そのことにあぐらをかかずにですね早く始末しておかないと、先ほど言ったような用地交渉のときにぼろっと出てきて、そのことがきっかけとして工事が進まないということも出てきます。そうなってくると登記費用ばあじゃなくてですね、住民にもものすごく迷惑を掛けてきますので対策をするということはぜひ考えてほしいと思います。

出納室の方もですね、これは基本的に、今言いよった財務規則の中でそういう定めがありますので、運用についてはその見込みがあるかどうかいうことはきちっとやっぱり調べた上で、いかに事業課からそういうものが出てきたとしてもですね、やっぱりそこで審査するのは出納室の管理者ですので、そこはきちっと明確にしてほしいと思っておりますので。このことをしてないと後々いろんな問題が生じてくるということですので、対応を願います。

少し時間早いですが、そういう住民からの苦情もありましたし、今後そういうことのないように。

今聞きよったら、だいぶ少なくなっちはおるとは思います。過去の分も早いうちに始末つけていくと。地籍をやりながらでもしていくということは大事じゃと思いますので、対応をお願いします。

以上で質問を終わります。

議長 (矢野昭三君)

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩します。

休 憩 10時 57分

再 開 11時 15分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、森治史君。

10番 (森 治史君)

それでは私の質問に入らせていただきます。

1問目の高齢者対策についてを問います。これは2013年の6月議会で一度質問している件になりますが。

最近、高齢者の方から週2回のごみ出しが、自宅近くのごみ置き場があっても出すのが大きな負担になって

いるというような声があります。また特にこの方は、自宅から 40 メーターぐらい知らん離れてない方ですけど。そういう声を聞いております。

また、町が指定している場所が遠くにある場合は、高齢者とか体の不自由な方たちにとっては大きなご負担になっていると、私は思っております。この件について私に話された高齢者の方は、毎回どなたかにお願いをするのもなかなか心苦しいので、一定の負担が掛かっても自宅に収集に回っていただけるように何とかできないかとの声があります。

これに関して、3 年前の質問のときに高齢者や体の不自由な方たちの自宅へ回収していただけるボランティア対策というのを募集され、その方に町がガソリン代相当分を補助が出せないかとの質問に対しての答弁の方では、ボランティアということですので報酬をどんなに支払うのか今は浮かばないが、ごみの担当とすればごみを持っていく仕組みづくりについては今まで検討したことがないので、そのあたりは検討課題ということとしていただきたいという答弁でありましたが。まあ3 年間やけん、全然動いてないことは答弁、まだ検討中だと私は考えております。

今回は、高齢者の方の方から費用すべてを行政に出すのやなく、一定の負担はしたいとの声が挙がっております。自宅へのごみ収集を希望される高齢者とか、体のご不自由な方を会員とした組織をつくられて、それはつくるのは行政の方であります、それをシルバー人材センターなどに実際の収集作業を委託される方法を取れるのではないかと思います。

その費用の一部として月額 200 円とか 300 円を会員になられた方にお問い合わせをすることで、弱者の方たちのごみ出し問題解決のためにも、私は一日も早く組織化を進めるべきだと考えますが、執行部の考え方をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員ご質問の 1 番、高齢者対策についての 1、ごみ出しが困難な高齢者に対して、自宅まで収集に回ってくれるようにならないか。また、収集に回る組織をつくる必要があると考えるが、執行部の考えを問うについて、通告書に基づきお答えをさせていただきます。

議員ご質問の高齢者の方でごみ出しの支援の要望につきまして、町にも直接ご相談を寄せられており、また以前にも議員からも、そして坂本議員からも一般質問をいただきました。

町と致しましては、今後、高齢化が進むにつれてごみ出しが困難な住民が増加することは確実であり、それに対応する仕組みづくりを早急に取り組まなければならないと考えています。

さて、ごみ出し支援の仕組みにつきましては、国立環境研究所が昨年 10 月にごみ出し支援の取り組みに関するアンケートの調査を行いまして、大きく分けて 2 種類ございます。1 つは、町が直接的に高齢者世帯などのごみ出し支援をする直接支援型で、町職員が回収する場合と、回収業務を委託する場合がございます。

もう 1 つは、町が集落や NPO など地域の支援団体へ補助金を支給し、支援団体が行う高齢者世帯などのごみ出し支援を後押しするコミュニティ支援型があります。

町と致しましては、高齢者の増加に比例して利用希望者も増加することが予想され、直接支援型では将来、マンパワー確保が困難になると思われまます。コミュニティ支援型につきましては、声掛けなどを同時に行い安否確認ができること、そして、現在行われている地域の方々の支え合いを支援することで、地域コミュニティを活性化させることができると考え、コミュニティ支援型の制度化に取り組むことを検討しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今、明確に地域型コミュニティ方式で取り組んでいきたいということです。

今課長の答弁の中にあつたように、私も一番いいのは、収集費用をすべて行政側がご負担して高齢者の方がないというのが一番望ましい形だと思っております。けどやはり今言われたように、今から高齢者の方がどんどん増えてくるし、そうするとなかなか。今で見れば、数が少なくても町が出せるだけの高齢者かもしれませんが、いずれ私たちもその高齢の方に入ってきます。本当目の先にあつても、そこへごみを出すことが不可能になってくる年齢になってくると思います。そのときのことを考えれば、すべて町費で賄うということは永続的にこのシステムを運営するには、地域で仮にコミュニティーでやったとしても、100 円でも頂くというような方法を取って、それにプラスアルファ町が地域にお金を出すということで地域の活性化にも促していけるんではなかろうかと思えます。

そのお金を頂くということになりますと、また別の面でのいろんなものが出てくることも分かっております。けど、私に言われた方になりますけど、やはりその負担をすべてしないのではなくて、ある程度していただくということの方が、出させていただくという、負担を。その方が、これ言葉が適正かどうか知りませんが、ちょっと負い目も感じんじかまんし、自分らはお金を出しているという、そういう自負もあるがじゃないかと思うんですけど。

そういうことですので、今後そのコミュニティでの取り組みされる場合であっても、やはり高齢者の方を会員としてわずかでもお金を頂いてあげる方が、かえってお年寄りにとっても一定のプライド、プライドというかそういうものも保てるんじゃないかというように私は考えておりますんですが。

永続的にこれ、ずうっと続けていく事業になると思います。途中でやめれる事業じゃありませんので、そういうところを含めて、受益者負担、わずかでも頂くということも一つの方法ではないかと思うんですが。

そのへんの考え方をお持ちかどうか、再度答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは森議員の再質問にお答え致します。

このごみ出し支援のコミュニティ支援型の制度につきまして、その制度設計につきまして、まだ詳しく立てておりませんので具体的に申し上げることがなかなかできませんけれども。対象者と致しましては、要介護認定の方とか、そして身体障害者手帳をお持ちの方とか、精神障害者保健福祉手帳をお持ち方などの世帯を想定を致しております。

そしてまた、ごみ出しの支援を行っていただける団体というのは、各地区の自治会、または婦人会とか PTA とか、老人クラブとか NPO とか社協、それからシルバー人材センター、そういういろいろな非営利団体といたしますか、そういう組織を想定をしております。

それで支援内容につきましては、家庭ごみを各ご家庭の玄関先から、そして集積所、ごみステーションですね。そこまでの部分と。それから、粗大ごみとかは家の中から集積場までとか、そういうふうなパターンを考えております。

で、ご質問がございました、支援対象世帯からの負担金の徴収につきましては、まだ補助金の額とかそういうものも積算しておりませんので具体的に申すことができませんが、今のところは負担金の徴収は設定してお

りません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の対象のご家庭の説明がありましたよね。

その中で私が求めるのは、いわゆる障害の持たれた1級2級の方とか、身体の足が不自由で3級の方とか、いろいろありますよね。けどそれでいくと、今一番そういう障害の認定をもらってない方の高齢の方も含めてやっていただきたいんですよね。

今の答弁の中では、その今問題視している方は体もある程度動くという。それで高齢、まあ80ぐらいだと思わうんですけど、超えちゃうかどうか、女性やったら年齢は聞いておりません。そういうことやけど、この障害を持った方だけにやられてしまうと、高齢の方で実際によく持っていけない人のフォローができませんか。今の答弁では、そこが漏れてますので、ぜひこれ考えるのであれば、地域の方でやっぱり年齢が違って荷物を持つこともできなくなってくると思います。

やはり、義理の父ですけど、頑丈な父でしたけど96になりますが、もうすぐ。そうすると、今まで魚を料った包丁が切れんと言うんですよね。この包丁は切れん。じゃなくって、私が思うには、連れ合いが言うにも、握力がないなってきちゃう。切れる切れんの問題は、包丁の問題以前にそういう体力が落ちてきちゃう。そうするとやっぱり、高齢の方のそういう面も含めたときのことも含めていただかん。

私はその高齢者の方も障がい者の方も含めて、困っている方を対象にお願いしておりますので。今の検討の課題の中ではその高齢者の部分が外れてますので。その定義がなかなか難しいと思います。高齢者の方でもまだまだ自分で持っていけるよという方に、無理やり、いやそうじゃないですよということは、かえって本人の認知も進むし、そういう一つの作業がなくなるということは、私、認知の方にも進んでくんならうかと思っております。そこは置いて、希望される高齢者の方も含めてあげないと、本当に困っているのは障害の方も高齢の方も、高齢の方は五体はこうあれやけど、やっぱそういうように力がなくなってきております。そういうことをやっぱり行政として、特にコミュニティーでフォローするのであれば、そこまで含めたことはもう地域が分かっていると思いますので、かえって私が言うたような組織つくるよりも、町で。もっと細かいことに目が届くと思いますので、ぜひその検討の課題の中に、今の障がい者の手帳をお持ちの方以外の高齢の方も含めて検討していただかん、私の方に投げ掛けてきた人の方は対象から外れてしまいます。意外と声掛けてくれる人は、そういう障害の手帳も持っていない方で高齢になった方が実際にそういう声が挙がってきておりますので、本当40メートルの所が出しづらいということになってきておりますので。

そういうところも含めて再度お伺い致しますが、検討するならば、そういう高齢者の希望される方も含めていただくように検討ができるようにすべきだと思いますが。

もう一度、答弁お願い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の再質問にお答え致します。

先ほど私が答弁致しました中で、大きなところが抜かっておりました。この制度の概要につきましては、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行う団体に補助金を交付するということ

が基本でございます。

それで、支援するその世帯につきましてはですね、これからどういうふうなパターンがあるのか、それをもっともっと詰めていかないかと思えます。ちょっとお時間を頂いてですね、その高齢者の方とか障がい者の方の世帯の所をどのあたりで対象にするのかをこれから検討してまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

このごみの件については、いい答弁でありました。早急なる会を開いて、結果、困ってる方に早く手が差し伸べるように取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

最近よく新聞、テレビのニュースで、全国で高齢者の運転による不幸な人身事故が相次いで起こっております。このような相次ぐ事故から、親族の方たちによる高齢者の運転免許証の返納、本人からの自主返納などの声を聞きます。

自主返納された独り暮らしをされている方から、行政はタクシー利用への補助金制度を作ってもらえないかとの声があります。特にこの町の方の現在の取り組みとしては、デマンド方式によるそういう交通弱者の方たちの解消に取り組まれておことは百も承知しております、私も。その取り組みが駄目とかいうんじゃないで、それはものすごくいいことだと思っております。

ところですが、あるテレビの放送中の中で、その地域の交通とか免許返納者に対する交通網のことでやってた中で、本当に交通問題を解消するには、往復3便で2日に1回のデマンドでは難しいでしょうという結論を話されておりました。やはり免許を返納した人にしてみたら、また毎日こう物事へ行きたいものが、2日に一篇、しかも時間で合わさないかんようになってくるといこととでいくと、1日3往復では少な過ぎると。2日に1回利用の予約制ということもいいんですけど、それでもやはりその方が本当に交通がなくなっていく、公共交通のなくなっていた地域をフォローするとか補完するというんでしょうか。ちゃんとしていくには、一番いいのは毎日の運行であると。であるけれども、地方自治体の財政から考えれば、大きな問題であると。小さい自治体になりゃなるほど、その交通機関のやってる運営会社が、もう採算が合わんからどんどん切っていきますよね。そういうことが起こってきております。

そういうことを考えて、町になかなか負担のことになろうかと思えます。負担金になることですけど。自ら自主返納された方に、四万十市はされておるのは、これあくまでも福祉タクシーチケットです。障害の1級、2級、子どもさんの方にしたらAとかA2とか、特に足が不自由な方は3級でも対象として、タクシーチケット券をやっております。1枚400円で33枚の1万3,200円を、1年間の支給をしております。

こういう制度を私が考えますのは、町内の方で高齢、また、もしくは自主返納をされた方とか家族からの申し出で本人が返納した方に対して、このなかなか長い期間を、一生涯の支給はなかなか難しいと思えます。免許返納で、高齢の方やったら5年ぐらいとか、若かったら10年ぐらいとか、一定の期限を切るということ。これをしての取り組みが必要ではないかと思うんです。ずっと、免許返納してから亡くなるまでということになったら、ものすごい財政的な負担もあろうかと思えます。それは続けれることは永遠に続けてもらうのが、亡くなるまで続けてもらうのが一番よろしいんですけど。その財政的なことを考えていきましたら、なかなかそんなことは町も取り組みが難しいと思えますので。そういう形で取り組む必要があると考えておりますんですけど。

この問題も、2011年の6月議会で一度質問させてもらっております。そのときの町の方の考え方としての答弁は、タクシー会社が大方地区にはあるのみで佐賀地区にはないので、同じ町内で制度を導入しても住民間に不公平感が生じるということで、実施しないとの答弁がありました。そこでですが、確かに旧大方には2台のタクシーがあります。佐賀地区は廃業してからゼロでありますし、また後もできておりません。けど、佐賀地区の方たちは、買い物とか通院が意外と四万十町に多く行かれているのではないかと考えております。

そこで、地域のことを考えれば地域のタクシー会社ということが限定するがが一番よろしいでしょうけど、なかなか佐賀地区の方が対象から外れることだったらなかなか制度化も難しいと思います。これが本当にできるかどうか分かりませんが、四万十町に行かれる佐賀の方については、四万十町内のタクシー会社との方の利用を町の方が協定してその制度にすれば、年間1万3,200円のチケット導入も可能ではないかと思うんですが。

私はすべきだと考えておりますが、執行部の方の考え方を問います。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは森議員ご質問の1、高齢者対策についての2番目、町内の高齢者の方で運転免許証を自主返納された高齢者の方に期間限定での補助制度の取り組みをすべきと考えるが、執行部の考えを問うについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

高齢者による交通事故は近年増加傾向にございまして、高齢者の方々が多くの重大事故に巻き込まれているという実態が報告されているところでございます。黒潮町におきましても、高齢者の交通事故防止は大変重要な課題であると考えているところでございます。

運転免許証を自主返納された高齢者の方への補助制度の取り組みにつきましては、近隣の市町村でございまず幡多郡内および四万十町へお聞きをしたところ、四万十市が運転免許証の代わりに身分証明書として一生涯使用できる運転経歴証明書の発行手数料1,000円を助成しております。また土佐清水市でも、交通安全協会土佐清水支部を通じて、運転経歴証明書の発行手数料1,000円を助成しているとのことでございます。

黒潮町におきましても、平成29年度から四万十市と同様に運転経歴証明書の発行手数料1,000円の助成を検討しているところでございます。この運転経歴証明書、これは免許証と同じサイズの証明書でございますが、その運転経歴証明書の提示によって、土佐くろしお鉄道さんの窪川から宿毛間の普通運賃と、高知西南交通さんが運行する高速バスなどを除く路線バスの運賃が半額。ただし、いずれも10円未満の端数は切り上げとなりますが、ほぼ半額となります。これに加えて、四万十交通さんも同様の制度を検討中とお聞きをしております。

また、町内のタクシー事業者さんは、既に運賃の10パーセント割引を実施していただいているところでございます。

運転経歴証明書の発行手数料1,000円の助成は本当にわずかな額で恐縮ではございますが、運転に不安のある方など、自主返納するかどうかを迷っておられます高齢者の方への決断の一助になればと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今からの取り組みとして、免許があったという運転経歴書ですか。その発行手数料1,000円を補助することと、くろ鉄、西南の運賃が約半額になるという制度を導入しますということです。それはそれで必要なことだと思います。

けど、本当にタクシーでちょこっと行きたいとかいう場合のあれであって、これはあくまでも福祉タクシー券ではありませんので、免許を返納した人を対象にそういうことを検討すべきではないかということをお話です。

元来、車の免許を持って、実際に私の知り合いの中でも、高齢になってきてもう怖いけんって自主返納された方が意外と早く認知が進むとか、今まで一定限危険性を伴うとこの脳の活性化があったんでしょうか。それから開放されたことなんでしょうか。実際に親族として見れば、このまま乗り続けてもらって人身事故を起こして悲惨なことになるよりは早めに返納するという、これは大事なことだと思います。それで新聞か週刊誌に書いてたんですけど、父親が免許を持ってゴルフへ週に何回か遊びに行きよって、まあ危ないからということで子どもが自主的に返納させてしまったと。ほいで、それによって父はもう縁側で日なたぼっこするだけになってきて、だんだん認知も進んできたという。で、その子どもさんが、親に強制的に自主返納させたことに対して後悔していると。けど、言うてその事故を考えると、どちらが正しかったかの答えは出ないと思います。実際に高齢になってきたときの運転の仕方というのは、自分ももうまあ目に見えてますけど、無茶苦茶な運転をします。わが道ロードになります。なせこのおんちゃん避けてくれんろかというような、わが道やからと真ん中を真っ直ぐ、いらいらするぐらいの速度で走ってくる方もおいでます。けど考えてみたら、いずれ自分もなるかなという、そういうあれは持っております。

地域のタクシーやってる方々に、地域活性化のための一部分もあるかと思えます。その線でいくと、四万十町のタクシー利用ということは四万十町に町のお金が流れていくことになりまして、佐賀がタクシーがないからって、福祉タクシー券についても検討課題としないというように言われております。そういうことを考えた場合に、どっかで一つの方法を考えていかなければ、いずれ免許を返納した人はどんどん増えてくると思います。やはり自分も自ら怖くなれば、免許の返納はしていくと思います。その証明書ももらって、くろ鉄とか西南交通とか四万十交通とかを利用されるということもあろうかと思えますけど、やはりどっかちょこっと行きたいときに、それは時間に制約があり、2日に一篇入ってくるデマンド、確かにありがたいと思います。それでかなりの方が生活的になかなか買い物も行けるということで、張りを持っての方もおると思いますが、そういうことも大事なことだと思いますけど、免許返納して元気な間そこら行きたいという方のために、永久に私は補助はできないと思いますので、若くて65ぐらいで、65いうたら私より若くなるけど、まあ70ぐらいで返納する方もおるろうし、80になって返納する方もおいでだと思います。だからそのへんは年齢で若干細こうに分けてもいいと思いますが、タクシーチケットをそういう形で、佐賀の方にはちょっと不便なかもしれませんが、窪川行ったときに駅から病院行くとか、買い物に行く間のチケットとして使っていただければそれでいいんじゃないかと思うんですが、そのような検討の課題にはならないでしょうか。

ただその免許を持ちよったという証明書の発行も、それは大事なことだと思います。それがあって、どこ行ってもそれで本人確認ができますので、それは大事なことだと思いますけど、その補助を出すことは大事なことですぐすべきだと思いますが、それに付け加えて、期間限定いうたら変な言い方になりますけど、返納された方が2、3年でもそういうような。全部使うかどうか分かりませんが、年間400円の1万3,200円というように決まっていますので、それ以上の補助をするわけじゃないんですから、その人が使わった部分については1年こっきりですので来年には持ち越しができませんので、1年トータル出さんことにはほんだけの経費が要ったかどうか分かりかねますけど、そういうようにした制度が取り組んでいく必要があると私

は今でも考えておるのですが、今。

それを行政側として検討する考えがあるのかないのか。そのへんの考え方についてを再度ご答弁お願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、再質問に答弁させていただきます。

大体これまで議会からもご指摘いただいた、各種地域福祉施策と根っこは同じだと考えておりまして、いろいろご指摘いただきましたが、今回のこのご高齢の方の自主返納については、論点は2つございます。

1つはご高齢で、例えば俊敏さとかそういった身体的な能力の低下があって、交通安全対策に非常に配慮を要すると。こういったドライバーの方の安全対策をどうするのか。その一番極端な例が自主返納と。こういったことになろうかと思っております。そこに対して、どうインセンティブを打って誘導していくのか。これがまず第一でございます。

それからもう1つは、これも議員からも種々ご指摘いただきました同様の認識だと思うんですけども。自主返納をいただいた場合にQOLが圧倒的に低下を致します。その低下するQOLをいかに高いところで維持していくのか、そういう社会環境を自分たちがつくり上げていくのか。これが第2点目の論点でございます。

まず1点目、自主返納を町として政策誘導していくのかどうなのか。こちらにつきましては、実際に自主返納をされている方がおられて、さらに証明書が発行されて各種サービスが受けられる。こういったことになっておりまして、その際の証明書の発行に対する助成というのは、支所長からもございましたように、小額ということもありますし対象者も少ない。あるいはそのご本人の安全、あるいは周りの安全を考えたときに、決して住民の方から受け入れられない政策ではないと思っております。こちらにつきましては、それほど高度な判断は必要とせず、しっかりと取り組むことができるのかなと思っております。

ただ、論点2点目の、低下するQOLをどう高いところで維持していくのか、これは少々難儀がございまして。実際のところ平成23年に取りまとめ、今、見直しを掛けております。黒潮町の第一期の地域福祉計画。この中でもこの問題は出てまいりました。買い物になかなか日々行けないとか、あるいは通院に少々不便があるとか。こういった方の移動手段をどう確保していくのか。これについては先般公共交通全体のご質問をいただいた際に答弁をさせていただきましたけれども、例えば、デマンド化で運行便数は少なくなりますけれども、バス停までご移動いただくことが難儀な、少し不便な方に対して、ご自宅の前までお迎えに行かしていただく。

あるいは、今年度もう取り組みを進めていきたいと思っておりますが、フィーダーの全線の運賃の低廉化ですね。極端に言いますと100円でとにかく、これまで金額で外出離解があった所を、その金額という支障を排除することで外出誘発につながるのではないかと。

あるいは、現在黒潮町が進めております、あったかふれあいセンターを核とした黒潮町の新たな福祉ネットワーク構想、こちら11日に佐賀地区におきまして開所を迎えることができるようになりました。町内4施設目でございます。構想の中では6カ所ということになっておりまして、それぞれが2カ所ないし3カ所のサテライトを持つことで、黒潮町内どこにお住まいになっておられても全域がカバーできる福祉ネットワークが構築できると。こういったことのゴールがもう見えてまいりました。そこには送迎機能もございまして、制限はかかるとはいえ、最低限のお買い物であったりとか、あるいは通院補助であったりとか、こういった機能が配置されます。従いまして、返納いただいて低下するQOLを高いところで維持する最低限の社会インフラが整いつつあるというのが黒潮町の現状ではないかなと思っております。

まだまだ満足いただけるところではないので、まだまだいろんな施策はかぶせてはいかなければなりません。当面最低限の社会インフラは整いつつあるのかな。そういった中で、やっとこの自主返納を政策誘導ができる環境が整ってきたのかなと思っております。ただし、全く課題がないわけでもなくてですね、先ほど申し上げました社会インフラとしての質が本当にこれで保たれているのかどうなのかという、まず政策議論が必要であるということ。

それからもう一つは、これは地域福祉施策はすべてそうございまして、前段のごみ出しでもそうなんですけれども。基本的には、自立した生活を営んでいただきたいというのが自分たちの考えの基本です。

それからもう一つは、さまざま配慮が必要な方が近所におられることに対して、コミュニティ全体でご配慮をいただく。こういったコミュニティの力をずっとこう維持していくための施策はどうあるべきなのか。こういった地域福祉施策全体を網羅するような、一つのパッケージとしてこの自主返納制度も考えていかなければならないと思っています。

いろいろ長く申し上げましたが、当面その助成制度につきましては、先ほども申し上げましたようにご理解が十分いただける制度だと思っております。いったんその制度を実行させていただきながら、論点2点目の社会インフラの整備、これの質の向上を図っていく。これが行政に課された使命ではないかなと思っております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁ですけど、町の取り組みを私、批判するつもりもないし、一生懸命取り組んでいることは理解しております。その上に予算の伴うこと、財政の伴うことの質問をしておるということも重々承しております。

町長が言われるように、デマンドで来て町内どこでも行ける。けど、デマンド来てから今度、市内へ出るとかいう、病院でも町内の病院ではなくって、佐賀なら四万十町、ここでしたら中村、四万十市の方へ出ていく。そういう方に対して時間が合わない場合、その時刻表とその人の行動が合わん場合があるんですよ。どうしても病院は予約制になってきてますので。まあ大体、お年の召した方は予約の1時間前ぐらいから行かな、病院へ着きたいみたいです。そうすることが早う戻れる条件みたいです。そういうようになってきております。そういうことを考えた場合に、これ何年もせよという考え方は持っておりません。一定限、今言うたように町長が答弁で言われたように、自主返納への誘導策としての一環として1年とか2年でもこうプラスアルファを付けて、今の状態にプラスアルファして、タクシーチケット券ということも組み入れていく考え方が必要ではなからうかと思えます。そのようにして自主的に免許を返納していただく、一つのメリットと言うんですから1年でも2年、3年ぐらいの間でも、免許返納したら交通機関の半額とプラスアルファがあるということも一つの免許返納の道につながるのではないかというように思えます。

それから先ほど言われた後の部分の能力の低下は、これはもう行政がいろんな所で取り組んでいくことだと思いますけど。これが正しいかどうか分かりませんが、年がいても運転するという事は脳の中をフル回転さしようがじゃから。運転するということはフル回転をしようから、老化の防止にはつながっちゃうという説もありますけど。やはり人身事故が起こった場合に悲惨ですので、それ考えた場合は町長が言われるように早めの自主返納していただいて、生活に困らないようなインフラを構築するというのが一番いいと思います。

その一つのあれとして、もし今から検討するがであれば、その自主返納を促進するためにしたら交通機関の割引と、タクシーチケットもありますよという限定の、2年なら2年でもよろしいんですけど、そういうような形で取り組みが今から考えの中にはめていただけるか。それとも、もう完全に今町がやっていることが出来上がってしもうてから再度、その後で検討されるのか。

そのへんの答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

ご指摘いただきました自主返納者の方々に対するタクシーチケットの配布と、こういったことでございますけれども、一つの手法として、当然のことながら検討をしなければならない選択枝の一つでございます。

そのタクシーのチケットを、議員からご指摘いただきましたようにある一定の期間限定とはいえ、返納されてからある一定の期間継続して出せるものなのかどうかと、そういったこともさまざまな検討課題ございまして、いったん全体整理、先ほど申し上げましたように、地域福祉施策としてのパッケージとしての全体整備がちょっとできる必要がございます。

ほぼほぼまあ固まっておりますので、それほど協議に時間を要することはないと思いますけれども、現段階で答弁できるのは、選択枝の一つとして検討させていただくということにとどまらざるを得ないと、こういった状況でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

すいません。私の質問の途中ですけど、次の質問に入るまでにお昼ごはんを食べらしてもろうたらうんとありがたいのですが。よろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

質問の最中ではございますが、ちょうどお昼に掛かってまいりましたので、この際、1 時半まで休憩を致します。

どうかよろしくお願い致します。

休 憩 11 時 55 分

再 開 13 時 30 分

議長（矢野昭三君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

森治史君。

10 番（森 治史君）

2 問目の方の町道管理についてを問います。

2 問目の 1 番になりますが。上田の口部落の丸山線の間中ぐらいの山側に谷があり、雨水処理の溝が山側に沿ってあります。ほぼ、途中でほぼ直角に町道を横切って下の畑の方に落ちておりますが、ヒューム管の径が小さいために、大雨になると処理できずに道路を勢よく流れることは、生活をされている高齢者の日常生活に支障になるのでヒューム管の径を大きくすることと、直角ではなく斜めに出して、その下の畑の方に落とさせていただきたいというような声が挙がってきております。

この道はトンネルの入口の所から右側に 2 軒だけ自宅があります。その自宅のちょうど、高さが真ん中の辺でこう低くなるんです。低くなった所に町道、そこよりはちょっと上かもしれませんけど、その位置に直角状態で下の畑の方にヒューム管が入っております。ほいでもう高齢であるために、物が詰まったり何だりの掃除もなかなかしぬくうなってきたとおもいますし、勢よく流れ出すとなかなかその所へ出ぬくうなっ

くるということもありますし。

そういうことを考えたときに、高齢者の生活安全の面からも、私は水の流れがよくなる方法での改良を早急にすべきと考えますが、執行部の考え方を問います。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番、町道の管理についてのカッコ1、上田の口集落内の町道丸山線の雨水処理の対応についてのご質問にお答え致します。

現場を確認させていただいたところ、谷からの雨水で土砂が堆積をしており、台風や豪雨による大雨で既設暗渠（あんきょ）では処理できず、オーバーフローする場合がありますと思われる。この既設暗渠（あんきょ）の径を大きくして改良した場合、暗渠（あんきょ）下には議員ご指摘のとおり畑がございますので、その畑への影響が出てくるものと予想されます。

よって、現在、担当レベルで考えられる工事と致しましては、谷の土砂の取り除きを行うことを第一と考え、暗渠（あんきょ）の改良につきましては、地元および関係者の方々と協議を行いながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今のことで、取りあえず土砂を取り除くということと、今答弁の中で、下の畑の方の被害を考えたらということでもございました。それは相談された方の畑のようであります。ハウスがちょっと建ってますけど。

ほんで向こうが望むのは、直角ではなくって斜めにこう這わしていただくと、ほんでその道路の際の方へ落としていたら直接畑の方には落ちなくなると思うので、そのような対策を取っていただけたらありがたいということです。またそうすることで、一番安全性は高まるかなと思ってますけど。いかんせん、あこの部分がちょっと低いんですよ、あの周りよりも。こちらのおうちと上のおうちの間で、ちょうどこう坂になった、その一番低い底辺の所にその谷川の水が流れてきているというように見受けております。

今のところそういうことですので、もし協議されてヒューム管を換える場合、直角にやるんじゃなくて斜めにこう同じ径でも構いませんが、斜めに這わすようなことを相談してやっていただけるかどうか。

再度、答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁させてもらったとおり、現場を確認したところ、畑に対して斜めに暗渠（あんきょ）水路を設置した場合、少し河川まで距離がございます。よって、のり面の工事等、そういう所も出てくる可能性もございます。

ですので担当の係として、どのような工法がよろしいか、それも検討した上で地元調整をさせていただきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

1 番目の件はそれで分かりました。住民の方と十分な協議をするようお願い致します。

2 問目ですが、田野浦部落内の打越線、ちょうど農協の裏側になりますけど。から旧農協の方向けて上がって行く道がございますが、ここは日常の生活道として住民、小学生の通学路として利用されていますが、その道路上には雑木が茂っている状態が何年も続いております。一部分ではもうかなり垂れ下がってきております。

私はそこで、道路上にある木の樹木とか、枝、竹等の伐採が必要と考えておりますが、執行部の考えを問う。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の 2 番、町道の管理についてのカッコ 2、町道打越線の道路上の樹木、枝、竹等の伐採をするべきと考えるが、についてのご質問にお答え致します。

道路上の樹木等の伐採につきましては、毎年、広報にお知らせとお願いとして掲載をさせていただいているところでございます。今年度におきましては、7 月号に道路の健全な通行についてとして掲載をしております、お知らせと致しましては、私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出している場合には、伐採のご協力を所有者にお願いしているところでございます。しかし、公共用バス等の通行に妨げになる場合は、車道として高さ 4.5 メートル、歩道としては 2.5 メートルの範囲を所有者の許可を得た上で伐採をしております。

現場を確認させていただいた今回の個所につきましては、一般車両の通行等による樹木の支障は見受けられません。しかし、一部、枝と竹については町道上に垂れ下がっている所が確認されましたので、所有者へ連絡を取り、許可を得た上での対応としたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁のとおり、そこはバスが通ることを前提となると、永遠にそういう地区の方々がこうもうちょっと何とかならんろうかという部分は解消されていかないと思います。なぜならば、そこはバスは通りませんので、そこはもう通常マイクロで何か積みに来ん限り、路線バスが走る場所やないのでね、そこは。ほんでその問題も一つあると思います。

今、一番私が気になっておりましたのは、農協の裏側の竹が通学路のほんま上にあります。雨が降ればもっと垂れ下がってきますし、まあいろいろやけど。そのの所は地権者と話して刈っていただけるということですので、それはそのように早急に。

それから、バスが通ることを条件に言われますと、なかなかその地域の町道の関係で難しくなってくると思うんです。その切るということが。当然、地権者の許しを得なあ切れることもできませんし、いろいろ問題点はあろうかと思いますが、そのへんをまあ。路線バスの運行地域でなかった場合には、もう当然、住民が何かのときにせないかんなってくると思います。けど、あまり高さがあると今度は危険性も伴いますし、そのへんも含めて町が何らかの手が打っていただけるものか否か。

田野浦は、のり面は部落の所有地のようなところが多いんですがね。なぜか分からないがですけど、田野浦地区というのはのり面が部落の共有地というような感じのところやってるところが多いです。まあ、場所によっては全然違うかもしれませんが。そういうところがありますので、かなり高いところの枝らが垂れてきていること

ほんで、そういうようなことで舗装工事は私は必要じゃないかと思っておりますけど。執行部の方の考えをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通告書に基づきまして、森議員の2番、町道の管理についてのカッコ3、町道飯積線の舗装の段差解消のアスファルト舗装工事が必要と考えるが、についてのご質問にお答え致します。

町道の舗装工事におきましては、毎年、地区要望で舗装修繕工事の要望が多数出てきておりまして、田野浦地区からもこの路線の舗装工事の要望は出てきておりました。今年度におきましては、4路線の舗装修繕工事を発注、施工をしております。他の地区からの舗装工事の要望もあり、来年度も予算要求をする予定としております。

そのような中での舗装修繕工事を行っている状況でございますので、地区の優先順位もお聞きしながら施工するかを判断していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

3番ですが、そのようにして29年度の予算のことと、地区での順位ということですので、これは地区の方で話していただくかと分かりかねますので、またそれは向こうに伝えておきます。

4番目ですが、田野浦部落内の坂の下、西島線の西にあります倉庫の入口の町道の側溝から、その倉庫向けでちょっと橋が架かっておりますけど、町道ののり面の方のところで、渡る橋の所が空洞が開いております。それと、排水管が非常に、常時半分くらいが土砂が埋まってしまっており、雨のときには十分に排水ができておらず、早急な改修が必要と私は考えておりますが、ここは下の田んぼに落としております、水が。ところが、これが個人の田んぼに入っております。もうずっと私、ここは町の方の排水路かと思っておりましたら、個人の田んぼの際をずっと這っておるようでございます。ほんで最近、生活雑排水とか、西島の方の大西いうて田野浦の大西いう地区からのあれが落ちてきよう関係で、田んぼに入ってきて、もう生活雑排水であきらめたみたいで、農業するのを。ほんで、そんな関係で今現在埋めております、その田んぼを。そこに業者の方が残土を置かさしてもらっていると思いますが、取りあえずヒューム管を埋めてきておりますけど、そこが埋まってしまうと今度は上、2、3軒ですけど、その排水路がなくなるということも含まれております。

今お話しした水路についても、これが青線でないんです。こないだ地籍調査のときに担当の方が言うに、ここは入っていないいうて、一切ない言うけど、もう昔からの田んぼの際を順次棚田が流れてきたような形で残っしょう分が埋まってきた関係で、こう溝としてはっきり作用はしておりますけど。そのところも含めて、どういうことになるかなと。そこが個人のがやけん流すな言われたら、雑水は流すことができなくなりますので、これはさて置いとくましても。

今現在、側溝のところがいつもいやっしょうと思います。確認していただいたと思いますので、そのへんはご理解していただけると思いますが、そこから30メートルぐらい上がったところが昔崩れたということで、その当時のまちづくり課の方をお願いして、早急に上げちゃってほしいということやったけど、道路の方にくえたところが怖いよという。ポールばあ立てて、下のところはもう一切取らずに置いちゃったもので、結局その谷地のところをこうくりっと回ったような感じで、水が今現在流れております。もうその先のお願ひしたときのがは、

もう旦那さんがおるときで、旦那さんが死んで7回忌が済むばあになってますので大方10年近くなるがやないかなと思いますけど。

そういうことで何らかの手を打っていただかんと、すぐ雨が降ったらぶお一と水が上がってきますので、まだ家の方までは水が上がってきたるか漬かるいう状態ではないんですけど。取りあえず一番私気になっとるのは、今下が稲作をやめましたんで、雨が降ってだっと落ちてもどうということないと思いますけど、取ってもらわんと水は流れん、流れ出したらこの下の土地に迷惑が掛かるがやないかなということも頭の中にありますけど。

取りあえず今回はその土砂をさらってもろうて、ある程度雨が降っても水はけがようにしていただけるということが第一条件ですが。

そういうことで、その対応をお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、森議員の2番、町道管理についての4、田野浦部落内の坂の下西間線の西にある倉庫入口の町道側溝舗装下の空洞と、排水管の改修工事が必要と考えるが、執行部の考えを問うについて、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の排水管を現地で確認をさせていただきましたところ、確かに土砂が堆積（たいせき）しておりまして、雨天時には周囲の雨水をそこに集中しておりまして、十分な排水ができないであろうということが推測されます。

従いまして、改善方法につきまして現地で関係者の皆さんにご参集いただきまして、そして協議して、早期に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

今、皆さんと、住民の方と協議をしてくれるということで、それで対応策を考えますということでしたので。

それはその協議の中に、以前に落ちてもう水が埋まってますんですけど、その分の土砂だけでも同時にさらえていただけるかどうか。町道ののり面やけん、土木課じゃの、まちづくり課じゃのとか言わずに、もう一緒に、その水路のことやけん環境保全係の方の対応でやっていただけるかどうか。そんなに土砂が詰まり切っちゃようとも思いませんので、そのくえたところも。何らかの形で真っ直ぐ、水はけがええようにしてあげていただけたら、同時にね。ここを見るんだったら。

そういうことで、再度お伺いしますが、そこも同時にこうやっていただけるかどうかをお伺い致します。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

森議員の再質問にお答え致します。

議員の言われる所の個所につきましても確認を致しました。ちょっと上からののり面がずってきて、それで水路をふさいで湾曲しておるという状態を確認致しました。そのことを踏まえてですね、関係者の皆さんと協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

そしたら町道管理の 5 番目入ります。

田野浦部落内の森間線についても、住民の方からは町道の拡幅工事を強く望まれておりますが、まあいろんな地権者との関係もあるかと思います。もう亡くなりましたけど、先輩議員であった山本兼功さんが議員のときには、ここの線を拡張工事をよく言われたと思いますけど。その所のあれですが。

現在の舗装は、入口から上の端まで、港の近くから上の端までが、至る所で穴が開いてる状態になってると思います。で、自転車とか歩行者の方が穴でけがをされると、これまた町道の関係上、町の方にもいろいろな責任が発生してくると思います。

一番いいのは、土地を分けてもらうとか、下のとこのり面が、のり面だけが部落のもんやったら、部落と相談して拡張工事もできますけど、早急にそんな大きな工事はできんと思いますので、もう取りあえず今の個所をちゃんと、穴ぼこが下から上まで至る所にありますので、段差が。舗装がはがれたりして。そこの改修を早急にする必要があると思いますが、一番いいのは前面舗装でしょうけど、そういうこともできませんし。とにかく、上の方も歩きの方も自転車の方とか車が多いと思いますけど。

住民の方の日常生活の安全性確保からも、私は早急に、一番ええのは舗装のやり直しでしょうけど、そこまで町の方が予算があるかどうか分かりませんが。穴を早急に埋めてしまって、安全性のある町道に確保していただきたいんです。

何か、墓床の方向けて舗装された道がありますけど、あれは町道でないようですので、やっぱり町道としてあるのはここだけみたいなんです。一番いいのは拡張工事されて、救急車がずっと入ってこれたら本当の住民の方に一番よろしいんでしょうけど。そこまではなかなか土地の関係とかいろいろあるようですので、取りあえずそういうような個所を最低でも補修して、住民の安全を確保すべきだと思いますが。

執行部の考えをお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは通行書に基づきまして、森議員の 2 番、町道管理についてのカッコ 5、町道森間線については現在の舗装は至る所で穴が開いている状態であり、早急に舗装する必要があると考えるが、についてのご質問にお答え致します。

先ほどのカッコ 3 の舗装工事と重複致しますが、町道の舗装工事におきましては、他の地区からの舗装工事の要望もあり、来年度も予算要求をする予定としております。そのような中での舗装修繕工事を行っている状況でございますので、地区の優先順位もお聞きしながら、施工するかを判断していきたいと考えております。

なお、穴につきましては補修的な対応となりますが、簡易な舗装機材での修繕を早急に行なってまいります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の答弁で、補修工事は早急にやっていただくということで答弁いただきましたが、それをやっても意外と

傷みが早いんですよね、正直。穴が小さければいいんですけど、かなりの路面が傷んでいると思います。

で、部落の中の要望の順位というもん、まあ、これ確かに住民総意で順番、部落の区長が確認取って、うちはここが1番だとか、ここが2番だとかいうふうに順位を付けてくると思います。

そういう所でもやはり、行政側が見て、これは早急にせないかん、部落とちょっと若干違うというようなときに、行政の方からこちらの方が傷んでおるから、こっちから先にとかいうふうな助言とかいうことはやられますかどうか。

そういうことについての答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは再質問にお答えしたいと思います。

この森間線におきましては、議員もご承知のとおり、かなりの坂道でございます。カーブも多い道でございます。陰になって、ちょっとぬれたような路面になっております。そういう状況もあって、かなり舗装が傷んでいるような状況もございます。

そういう点も考えまして、地元と協議もして、対応を来年度考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

これで、2問目の質問はすべて終わらせていただきます。

3問目の方に入らせていただきます。

排水路について問うということでお伺いしておりますが、これは佐賀の馬地部落内の馬地部落中線という町道がありますが、ここにある住宅のある所なんか、周りの道よりもかなり低地になった所に住宅があります。ほんで1軒は漬からないように、ちょっと高めの道路から入るようにして、高床式言うたらおかしいんですけど、1階部分はもう鉄骨で上げて、その上に家を建てた状態で生活してる方もおいでます。

ここが大雨が降ると、山の方から下りてくるとか、それからだんだん宅地も出てきた関係もあると思っておりますけど、田んぼで、野場へいか水を受け止める量も減ってきてるがではないかと思っておりますけど。とにかく雨がうんと多く降ると、どうしても床下浸水とかになるところが出ておるようでございます。また、大雨が降ったら通行にも難しいのは、田んぼか町道か分からんなるぐらい冠水するようでございます。それで一度見せていただいたんですけど、町道から、どう言うたらええろ、川がありますから、川と反対方向の田んぼから町道の下へくぐってる排水管がちょっと小さいように見受けまます。その部落道の端に田んぼに沿うて水路が、小さいのが付いております。ほんで川の方まで行ってしまうと結構大きい水路が付いてますんですけど。その区間を改良してあげたら、かなりかなりの雨水の処理ができて、そういう床下浸水になる危険性もかなり緩和されるがやないかと思うんですが。

そのために、毎回毎回雨が降るたびに漬かるがじゃないろかとかいうような住民の気持ちを考えたら、住民の安全な生活を確保すべきであると思っておりますが、その対応について執行部の考えをお尋ね致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、排水路の改良工事に関する質問にお答え致します。

森議員質問の個所は、町道馬地部落中線と馬地丸田線が交差する場所で、水田から伊与木川方向へ流れ込む排水路のことだと認識しております。

現地を確認したところ、その場所の管渠（かんきょ）の大きさは直径30センチと断面が小さく、周囲から流れ込む雨水や排水がこの管渠（かんきょ）に集中し、先の台風時においては農地が冠水し、近隣の家屋では床上浸水したものだと考えます。

先日、住民からも聞き取りを行いました。それによりますと、土のうにより進入を防ぎ事なきを得たと言っておりました。荒天時にはこのような状況が発生することも多くなり、地区からも改善要望をいただいているところであります。

今後につきましては、区長および関係者との協議を進め、実施に向け検討していきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

森君。

10番（森 治史君）

現場を確認してくれて、ヒューム管が小さいということも認めてくれております。

一つですが、あの部落の北側の山をずっと上がると、あれは有井川の方へ抜けるがでしょうか。そういう山道があるがでしょうか。で、地域の人のお話によると、その山をずっと舗装してきて、部落の中を流れた水が一極終点的に低い所へ全部が流れ込んでくるけん、その雨の降った上へプラス、山から落ちてくる水なんかもあるということでしたので。

今お聞きすると、早急にやっていただけるということですので、また同じ問題がもう1回出ておりますので、私の質問はこのへんで切り上げて、次の方にきちっとした答弁でお答えの方をお願い致します。

以上で終わらせていただきます。

議長（矢野昭三君）

これで森治史君の一般質問を終わります。

この際、2時20分まで休憩します。

休 憩 14時 06分

再 開 14時 20分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、中島一郎君。

8番（中島一郎君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、12月定例会の一般質問をさせていただきます。

第1番目に水産業振興についてでございます。カッコ1から入りますので、よろしく願い致します。

今年の3月で合併から10年が経過致しましたが、合併前は旧大方町、佐賀町においては、国、県、町が三者一体となり、課題を共有しながら資源管理型漁業を重要視した漁業の振興策への取り組みがされてきました。それとともに、漁協や漁民の皆さんとの協力体制を築きながら漁業資源の保護を軸にした漁業の方針を作り、そのときどきの見直しによってこんにちの沿岸漁業をはじめとして、各漁業にマッチした施策が打たれた結果がこんにちの漁業の姿であり、これからも新たな漁業の方針や振興策によって導いていかなければなりません。

しかしながら、漁業の現状は社会情勢の変化や一次産業の衰退による生産額の減少や高齢化、後継者問題などの多くの課題を抱えています。いかに持続可能な漁業をつくり上げていくのか、このことを漁業者一人一人

の意欲を高め、やりがいのある漁業を目指すための新たな施策や事業の取り組みが、漁民の期待度を高めることになってくるのではないかと思うところであります。

まず初めに、平成 29 年度当初予算編成を迎えるに当たり、水産業振興への方針や新規事業への取り組む計画はあるのかどうか。

このことについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の 1、水産業の振興についてのカッコ 1、平成 29 年度当初予算編成に向けての方針や事業計画等について、通告書に基づきお答えします。

黒潮町内の沿岸漁業者は 362 人で、高齢化率は 63.5 パーセントとなっています。今後 5 年後には 76 パーセント以上になる見込みで、黒潮町の漁業危機が危惧（きぐ）されています。そのためには漁業者の減少を防止する必要があります。その取り組みとしましては、新規漁業者を確保するということが求められております。しかし、漁業は天候や漁場形成に左右され、海上作業も重労働の割に収入が不安定で、なかなか就業者が増えにくい職業です。

その課題の取り組みとして、今後の水産業についての事業計画書を現在策定中です。

その中で大きな柱としましては、新規漁業者確保として、I、J ターンの方の移住対策を固めた取り組みや、安定した漁業収入対策として漁獲量を向上させるため漁業活動の効率化を図る操業機器の支援や新たな漁場づくりなど、その施策を反映させた予算を検討をしているところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

総論的な考え方をいただいたわけですが、移住対策とか、漁業の効率化等々を図っていきたいということでありましたが。

これからの質問はやはり、今先ほども言いましたように、平成 29 年度当初予算の編成を迎えるに当たり、新たな方針や新規事業の計画ということを事業事業に基づいてお聞きしていきたいと思しますので、その点ひとつお願い致します。

カッコ 2 の、並型中層漁礁事業についてに移らせていただきます。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や、予測される南海トラフ地震による津波への防災、減災対策として、陸上における漁業施設への整備投資が最優先されてきましたが、一定の制度も完了段階を迎えているのではないかと考えているところがございます。これからは漁獲の生産性に努めるためにも陸から沖に目を向けた施策を打たなければ、漁業は日を増すごとに疲弊していくことが予測されます。いかにこのことに行政が積極姿勢で取り組むか、この一言に尽きると言っても過言ではありません。

毎回一般質問をさせていただいているところでありますが、私の反省する点は、総論的な質問では執行部から実行力のある答弁をなかなか引き出せなく、抽象的な答弁になることが多くあるということです。執行部の皆さんの心情もよく分かりますが、先ほど申し上げたとおり、今回は新しい年の当初予算の編成を迎えるわけですので、そのへんのことについて質問内容はきめ細かな部分もあるかもしれませんが、その点ひとつよろしくお聞きをしたいと思います。

本題に入りますが、先ほども申したように、漁業用施設は進ちよくして一定の評価を私もしているところで

あります。物の見方を転換して、陸から沖へ目を向けた考え方から漁礁の設置への取り組みは計画できないかということでもあります。

また、平成28年3月議会の質問では並型漁礁、これ4メートル角のコンクリート漁礁ですが、設置の質問をさせていただいたときに、尾崎課長から、佐賀沖合いには17の漁礁群が点在していると。これを一つの区域として中層漁礁等の設置を計画し、生産性の向上に努めたいという答弁がありました。

その後の取り組みについてどのようになっているか、このあたりのことについてお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員のカッコ2、並型中層漁礁設置事業について、通告書に基づきお答えします。

漁業者の方々からは漁礁の効果は大きいとよく聞きますが、本年3月議会でもご答弁させていただきましたが、佐賀沖での漁礁効果についての調査、この結果につきまして費用対効果が0.6未満ということの結果報告をさせていただいております。

並型漁礁の設置についてですが、事業費は一基当たり100万円以上とするため、佐賀地区で行います集魚対象であるアジ類で試算しますと、単価が高いものの、小型魚のため費用対効果が育たず、大変厳しく事業実施には至っていません。

また、中層漁礁の設置について、同じく3月議会で設置することについて点在している17の漁礁群を生かした漁場づくり、森づくりを考えていきたいと答弁をさせていただきました。このことについて、県漁協、佐賀統括支所と相談をしたところ、同海域で行われている小型底引き網漁業との調整が必要であるため難しいとのことで回答を得ています。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

なかなか難しい例の問題があるわけですが、この費用対効果のことについては、ちょっと後の部分にも出ますので、置きまして。

小型網の底引きとの関係で、うんぬんで難しいというお話がありましたけれども、難しいというがやなしに、そこに課題があればその課題を解決していく方策というものを取っていかないと、前には進まないと思うわけです。

私は個人的な考えでございますけれども、ここには一つの問題があるんですね。佐賀漁協では近年、リマや種子島事業で対象事地区として荷さばき施設や静養施設ほか給油施設の整備が、国、県の補助金によって整備されてきたところであります。しかしながらこの漁礁設置事業については、国の補助対象事業でありながら、県の補助金は全くありません。町の補助金についても、これに付随していると思います。国の補助率は約10分の7程度であります。これでは事業計画を立てるにも立てれない。財源措置を考えればですよ。やっぱり市町村や各漁協において無理が生じてしまうことは、もう目に見えているわけですね。

町としてはこのへんのあたり、高知県の漁業の集客的な位置を黒潮は占めているわけですので、そのことを認識に立ってですね、各市町村、そして漁協、関係団体へ呼び掛け、県に対してこの補助金復活への要望を展開していかんと何ら僕は道が開けないと、そういう考え方を持っているわけです。国がせっかくその要綱というものを枠を作ってくれておるのに、国、町が補助金を出せないという部分ですね。まずはその財政の仕組みというものを変えてやっぱり復活させ、そのあたりにぜひこう取り組んでいただきたいという考え方を持って

いるんですが。

これは県へ要望していただかねばできないことですが、そのあたりについてひとつ答弁お願い致します。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

ご指摘のとおり、漁礁は自分たちは効果高いと思っています。従いまして、これまでも繰り返し県にも要望を続けてきたところですが、佐賀で数年掛けて行いました、航跡調査の結果を見ましても、優良漁礁場の航跡時間というのは非常に長くなっておりまして、それは漁獲量に比例するということになっております。従いまして、漁礁の漁獲効果というのは非常に高いと自分たちは踏んでおりますが、なかなか投下する資本に対する B/C（ビーバイシー）が非常に厳しくてというのが県の言い分でございます。

特に、今回ご提案いただいております中層漁礁。これもずっと検討もしてまいりましたが、最も効果的な配置は、今ある漁礁群をいったん機能回復させた上でその上への設置が一番効果が高いと、こういったように言われております。従いまして、今ある漁礁群をどう機能回復させるのかということに、まず現実的に一つ視点を置かなければならないと思っております。

それからこの間、県の方でなかなかこの漁礁設置については厳しいご判断をいただきました。従いまして国の方へも働き掛けをしておりまして、先日も全国漁港漁場協会の方にもお伺いをし、新たな制度設計のお話も少しさせていただきました。いずれにしても、B/C（ビーバイシー）が出ないから資本投下ができない。で、資本投下ができないから効果が出なくて漁民が減っていく。減っていくから余計に B/C（ビーバイシー）が出ないと。こういった悪循環をどっかで断ち切らないかんわけでございます。もしかすると、いったん町がある一定の負担を覚悟してでも効果を出す整備について真剣に検討をしなければならぬと考えております。これも議員からもご指摘がございましたように、ある一定規模でないと効果が出ないことから、多額の予算を必要とする事業であります。

従いまして、もう少しお時間を頂いて、国の方と新たな制度設計についての協議する時間を頂ければと思っております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

町長から大変こう力強い言葉をいただきましたが。

私も質問の中で、現存の漁礁の機能回復というのは、自分で考えておりました。ただ、これも補助対象事業でないとなかなかできることではありませんので。新規のものを造るよりも、今投入している漁礁、例えば砂で埋もれたり、かやったり、いろいろその効果が半減されたものを回復すると。そういうことも一つの方法だと思います。やはりその周辺へ向いて中層漁礁を設置して、それ以上の事業効果を上げる、そういうことについて町が効果を見いだすために今後検討をしていきたいということですので、そのことを期待しておきまして、カッコ 3 の築磯（投石）事業に移らせていただきます。

この事業は皆さんご存じのように、水深 10 メーターから 20 メーター程度の所に 1 トン以上の花こう岩を投入致しまして、イセエビを移集さして建網等によって捕獲するものであります。イセエビの建網漁の従事者は今年度、これは私が調べた範囲ですので、ちょっと変動があるかも分かりませんが、町内で約 70 人から 80 名

程度の方が従事していると思います。今年は幸いにも、キログラム単価が5,000以上を超すということもあって、漁業者の方の顔もほころび、久しぶりに活気のある話を聞かせていただきました。

特に皆さんからの要望として、投石の設置要望がよく出されます。10数年前に設置したものであっても一定のイセエビの水揚げが期待できることから、順番制でそれを利用しているという話も聞かされました。また、新規に設置したものには即効性があり、イセエビの水揚げ向上の期待が持てるということでもあります。

支援管理型漁業として持続性を求めていくなれば、一定の生産額が期待できることや、高齢者の方であっても操業可能なことから、計画的に投石事業を実施して効率のよい漁業へと展開をするべきではないかという考え方を持ってるわけですが、このへんについて答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは3番の築磯事業の今後の計画について、通告書に基づきお答えします。

先の質問でもご答弁させていただきましたが、漁業活動の効率化を図り、漁獲量を向上させるための一つの手段として新たな漁場づくりがあります。議員ご質問にあります、漁業者の方の期待度も高く、高齢の方でも効率的に幅広く利用できることですが、町としては新規漁業就業者を確保する手段として、終年操業ができる環境づくりとして、漁期、魚種に対応した複合漁法が行える漁場の確保が必要と考えています。その一つとして、築磯による新たな漁場づくりも考えているところです。

現在、漁業者の収入向上施策を含めた事業計画書作りを行っているところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今の答弁の中に、新規就業者の部分で複合漁業。いろいろその四季ときどきに操業を分別して、1年間のトータルで漁業に携わることができるような方法論の中でこの築磯もはめていきたいということがございますので、これはそんなに時間がかかることではありません。金額は少なくとも構いません、事業費は。できるだけ漁民の皆さんが期待を持てる、おう早からやってくれたか、来年こういうふうにやってくれるらしいとか、何か所かやる計画があるらしいとか、そういうふうに期待を持てる部分をぜひ、行政の方では考えていただきたいと思うわけです。

本当に今年は、普段は3,000円から4,000円ぐらいの単価当たり、イセエビが5,000円超、6,000円ぐらいに今日ぐらいにはなってると思います。そういうふうには漁民の方は期待感を持っているわけですので、その期待に応ずるように、行政の方でもひとつ応援をいただいて、このことが達成できるようにお願いをしておきます。

それでは4番目の、カッコ4のヨコワ漬け設置事業について移ります。

平成27年度の実績によると、佐賀、上川口、入野地区の漁業者の方により、人工海藻を使用したヨコワ漬け木床を製作して黒潮沖合いに設置されていますが、この事業効果は把握されているかということがございます。

この質問後に、よく自分が考えてみますと、もう平成28年度分も設置致しまして、実績が出ているかも分かりません。よければ28年度が出ていけばそちらでも構いませんので、その点ひとつよろしくお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それではカッコ4、ヨコワ漬け設置事業について、通告書に基づきお答えします。

まず1点目の、町単独事業で設置をしていますヨコワ漬け床は、佐賀、上川口、入野支所の漁業者が製作をしています簡易構造の漁礁で、今年度は30から100基程度を設置し、水揚げに利用されています。

ヨコワの水揚げにつきましては、今年度、佐賀地区では2社、上川口地区で1社が買い付け事業を行っていますが、雇用関係を結んでの採捕のため正確な数値は把握をできていませんが、本年度、採捕効果としましては約2,400尾、金額で1,312万ということで漁協から聞いているところです。

続きまして、2点目の漁礁の構造について、一過性の構造から耐久性のある構造にして設置するとなりますと、通年での漁礁効果は期待できると思いますが、耐久性のある構造になりますと、台風時等の波浪に対応できるよう、海底への定着版やフロート部分の固定ロープ等の構造を強固なものにする必要があります。

また、ヨコワ採捕を行っています各支所の漁業者が利用するためには、黒潮町沖へ一定数を設置する必要があり、その費用は高額になり、また整備期間も長期になることから、現在の簡易構造の漁礁を広範囲に設置する方が効率的だと考えているところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ちょっと質問の仕方がまずかったかも分かりませんが、構造的なものは先に尾崎課長から回答いただきましたけれども。

私の考え方は、なかなか業者の買取りですので、把握することが難しいということも分かります。2,400尾で1,120万言いましたかね。これはこういう事業効果が出てきょうということは、素晴らしいと思うのですが。これは年によって気象条件で水揚げ効果は相当変動すると思われます。

ここでね、本当は私が質問したかったのはですね、この平成28年度の予算額、これわずか42万9,656円で、町補助金が19万8,000円、漁協負担金が23万1,656円の内訳になっていると思うわけです。これ3地区へ3分割して設置するようなものであって、もっとこう事業費も増加しですね、漁協負担をこれ3分の1程度にしてやって、事業の拡大を図るべきではないかという考えを持っているわけです。これは短期間のことでございますので、集中してこの事業の成果を上げないかんわけですが、これは事業効果が上がっている一つだと評価できると思うんです。だからこういうことを考えて、このヨコワの漁礁自体も一過性のものから耐久性のものへところ転換して改良していた方が事業効果が上がるのではないかとというらえ方をしておりましたけれども。今、課長が言いましたように、簡易的な、経費の掛からん構造のものを造って、広範囲の方が、それよりは効果が上がるというお考え、そういう回答をいただきましたので、そのことは置きまして。

やはりこの事業費の問題。なかなか漁協の負担金がこれ2分の1になるんですね。今のところ。ここらあたりはやっぱり町も2分の1程度出すぐらいのものの考え方があってもいいのではないかと、自分は思うのですが。

このあたりはどうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

まず、事業量につきましてはですが、事業量については漁協からの申請に基づいてやっています。また、補助の内容につきましては、資材の購入費、それについて補助をします。で、従来の補助率、国等合わせて通常2分の1でやっていますので、町も漁協が消費税課税団体でありますので、その消費税抜き額の2分の1相当を

補助をしているところです。

繰り返しますが、事業量につきましては各支所の漁業者からの設置したい基数、それを基に補助をしているところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

分かりました。

それでは続きまして、カッコ5の放流事業について質問を致します。

平成28年度ではヒラメ、イサギ、ナマコ、サザエの稚魚放流の事業費409万円が予算化されていましたが、放流実績はどのようになっていますか。

また、継続的にヒラメ稚魚放流が実施されてきましたが、近年における町全体の水揚げは上昇傾向にあるのか。

把握されていれば報告を願いたいと思います。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員のカッコ5、放流事業についての、ヒラメ種苗の放流効果についてお答えを致します。

本年度のヒラメ種苗の放流につきましては、高知県漁業栽培センターで通常購入をしているところですが、本年は栽培センターの栽培のミスが2回ほどありまして、種苗放流には至っていないところです。生産力が約2分の1になったということでした。病気の発生がありまして。

それでは過去のヒラメ種苗の放流実績でございますが、平成23年度からいきますと約6万尾。同じく24年度6万尾、25年度は3万6,000尾、この年も栽培センターの種苗栽培がうまくできなかったということがあります。で、26年度、27年度は各3万尾ずつを放流をしているところです。

それに伴う水揚げ実績ですが、23年度は1.7トン270万円、25年度1.4トン237万円、25年度1.4トン205万円、26年度1.5トン237万円、27年度0.9トン149万円となっています。

なお、平成27年度の減につきましては定置網漁業、こちらの水揚げ量が大幅に減ったことによるものが大きいと考えてます。

また、ヒラメ種苗の成魚につきましては、約60センチ。体重、魚体でいきますと3から4キロ程度になりますが、このサイズに育つのに3、4年以上かかっておりますので、そのため種苗放流数が少なくなるにつれてこの分は少なくなっていますが、海の魚の保持していくものには役立っていると考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

すみません、イサギ、ナマコ、サザエの稚魚放流の実績、構らったらお願いしたいがですけれど。

今、ヒラメの放流実績と効果は出てきておりましたけれども、平成28年度でも終了している分があればですね、また予定しているものもあれば、その点お願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

大変失礼しました。

イサギにつきましては、先月 1 万 5,000 尾を佐賀漁港沖に放流をしています。

またナマコ、サザエにつきましては、九州の栽培センターで当初相談をしているところでしたが、種苗生産がうまくいっていないということがありまして、こちらの 2 つの種苗については放流事業に取り組みができてないということになっています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

新しい事業として平成 28 年度、ナマコとサザエの稚魚放流というのが多分あったところ記憶しておるんですが、残念ながら種苗生産がうまくいかなかったということで稚魚放流に至っていない。このことは仕方がないことだと思いますが、やはりこういうふう新しいものへ挑戦して操業の幅を広げていくということは、ぜひ今後も続けていってもらいたいと思うわけです。

それともう一つ、私ながらに考えるんですけども。このヒラメの放流については、もうこの継続的にこうずっとやってきたと思います。ある程度の水揚げが上がるのが当たり前ではないかと思うんですが、その効果が十分出ているかどうか、ちょっと自分ながらには疑問を持っているところです。以前にも言いましたように、カツオのひき縄や一本釣り業だけでは到底、漁業の皆さんは生活ができないわけですので、その時季時季において効率の良い漁業、漁法というものを目指して転換していくことが、今、一番望まれているところであります。

その一つとして、漁業者の方からアマダイ、ビタの稚魚放流の強い要望があるわけですが、国内では残念ながら、水産総合センターと山口県栽培漁業センターが種苗の生産および放流をしているが、他県への配布はできないということでありました。そうであればですね、ぜひ町の方から、高知県栽培漁業センターでも種苗の育成計画は立てているいろいろやっているわけですので、こういうふう魚の価値観が上がるもの、新たなものへ向いて転換していくということが、ぜひこれから先重要性を増すと思うんです。価格も安定していることから、ぜひこういうアマダイ等の稚魚放流に取り掛かってもらうように、そのことをぜひ県の方へ積極的な要望をお願いしたい。

もう一つ、県は新たに産業振興計画の中でも養殖魚振興ということで、クロマグロの完全養殖研究、これを大月の古満目の分場で今回開所したということがニュースで流れておりました。これも新たな魚種への取り組みだと思うんですが。これ反対に考えれば、漁民の方はここでクロマグロの完全養殖やると、今言いましたようにヨコワ等の価格が下がってくる。もうそういう早から心配を漁民の方はしているんですよ。それは県自体から考えれば必然的にこういう形になるとは思いますけれども。

やはりそういうことを思うたときに、時間もかかるかも分からないけれども、新たな稚魚の育成放流というものに内から声を大にして、県へ要望活動を行ってもらいたい。そういう考え方を持っているんですが。

そのへんについてどのようにお考えか、お答えをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは、アマダイ種苗等の有望種苗の育成についてということについてお答えをさせていただきます。

高知県栽培漁業センターでは、従来はタイ、ヒラメ、クマエビ、トコブシ等の種苗の生産を行っていましたが、10年ほど前から、ヒラメとクマエビのみの種苗を生産をしているところです。

また施設の運営につきましては、5年ほど前から指定管理者制度により民間事業者が生産を行っています。

ご質問のアマダイ種苗ですが、生きた親尾の確保が難しく、またデリケートな魚のため、大型種苗にするための育苗技術が確立をされていません。併せて、奇形種苗の発生率も高いため、国内で種苗生産に取り組んでいる所は、議員が申されましたように国の研究機関を含めて限られているところです。そのため、年間の種苗生産力としましては5から7万尾程度と少なく、貴重な種苗となっているものです。

新たな有望種苗の生産について、先日も四万十市と黒潮町内の漁協で組織をしています幡東水産振興会、こちらで県の谷脇水産振興部長の所にも要望活動を行ったところです。その中でも、カツオ資源などの資源管理と併せて沿岸域での資源確保に向けた取り組みということで、有望種苗の生産力の向上を県内でできないかと、そういうことを要望してきたところです。しかし、水産振興部長からの回答は、栽培漁業センターの施設の老朽化があり新たな種苗研究の取り組みはできないという、大変厳しい回答を得たところです。

町としましては、高知県沿岸域の漁業生産力の向上対策、これを高めるためにもアマダイを含めた有望種苗の取り組みを引き続き要望をしていきたいと考えているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

なかなか難しいということでございます。

けれども、やはり何か新しいものに転換していかんとですね、今の現状ではもう生産性を上げることができないわけですので、そのへん、県へ要望せよ要望せよということばかりではありますけれども、そう簡単にはいかないということも熟知しております。気長いですね要望活動を、近隣の市町村、漁協とともにやっていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いを致します。

それではカッコ6の就業支援および担い手づくりについて質問をさせていただきます。

黒潮の総合戦略では、平成31年までに6人以上の新規就業者の達成が目標とされています。平成25年12月から2年間のスケジュールで入野支所に1名の研修生を受け入れて研修をしてきましたが、その後における受け入れ実績はあるのかどうか。

また、19トン、近海、遠洋のカツオ一本釣り漁業の乗組員について、町内、町外技能実習生の人員は把握してないか。

このことについてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

続きましてカッコ6、就業支援および担い手づくりの入野支所で行っている新規漁業就業者支援事業のその後の受け入れ実績、ならびにカツオ一本釣り漁業の乗組員についての町内外、技能実習生の把握についてできているかについてお答えを致します。

まず、入野支所で行っています新規漁業就業者支援事業の受け入れ実績についてですが、平成25年12月から平成27年11月に研修を受けた方は、現在、入野支所で指導者の下、漁業に就労しているところです。

引き続き、平成28年度は本年4月から平成30年3月の2カ年で、モジャコ築養また建網漁業、主にキンメ

ダイを主体に研修に取り組んでいるところです。

また続きまして、カツオ一本釣り漁船の乗組員数についてですが、平成28年2月時点の雇い入れ時の乗組員数で報告をさせていただきます。町内の方が129名、町外91名、外国人技能実習生59人の、合計279人の方が乗り込まれまして、黒潮町のカツオ一本釣り漁を支えておられているところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今の質問の中で、ちょっと僕も十分よく聞けなかったんですが。

入野漁協の研修された方が、今年モジャコと建網、キンメダイの方へ移ったということですか。新たな方が就業したということで構わんわけですね。

今課長の方からありましたように、19トン、近海、遠洋カツオの一本釣り漁業の乗組員、町内の方が129人、町外の方が91人、技能実習生が59名でございます。本当にこれから見ても、黒潮の産業を支える部分の就労人口になってくると思うんですが。

この中でちょっと質問したいのは、今回新規に漁業の就業を支援する制度として高知県担い手育成団体支援事業がありますが。この概要は、漁業の維持、増大と優秀な担い手の確保を図るため、従来の就業者対策に加えて、民間企業や漁業協同組合が行う漁業の担い手の育成を支援すると。これ、民間企業や漁業協同組合が行う漁業の担い手の育成を支援する。ここが特筆される部分ですが。この新制度の特徴として、研修生の受け入れ期間は、漁協、民間企業、漁業者グループでも構いませんよと。研修期間は2年以内と。それから研修期間中は研修を受け入れ、機関が研修生を雇用し給与を支給すると。これ15歳から65歳未満の方で、月額15万円、年間180万円の支給となるわけです。

それから、漁労技術のほか、水産加工、販売等研修も可と。それも構いませんよ。これ研修後は独立、自営型企业への着業。就くことのほか、雇用就労も可ですと。こういう形になって、非常にこう幅広い制度になっているんです。もうこのことを既に受け入れている機関もあります。株式会社土佐清水元気プロジェクトチームがメジカのひき縄、それから高知県漁協足摺沖大敷組合が定置網漁、そして、大東冷蔵株式会社および土佐鯛工房がマダイの養殖。これを見たときに、19トンや近海、遠洋のカツオ一本釣り漁業の就業者支援や担い手の育成が合致すると思うんです。できると思うんです。

そのへんを考慮して町、漁協、船主との話し合いをもって、組織をつくり、これに取り組み、事業化をしていけば、乗組員の要請や確保につながることへの期待が持てるということです。優秀な乗組員については、今後、幹部職員としての養成を行い、各種免状の資格を取得させて、これからのカツオ一本釣りを担っていく支援に取り組むべきではないかという考えを持っているわけですが。

このことについてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

中島議員の再質問にお答えします。

議員が言われました新たな事業、こちらにつきましてはまだ県等からの要綱がまだ町の方に頂いていませんので、詳細な事業については熟知をしていないところですが。議員が言われますように、新たな就業者施策とこのことの対応はできるかと思えます。

ただ、19トン型また近海カツオ船につきましては、技術に熟練された方が特に必要とされていると思えます。

そこで雇用関係の中でまた発生するとは思いますが、そこにつきましてはカツオ船の船主さん、その方等ともまたいろいろアドバイスを聞きながら検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今の課長の答弁では、この新しい新規漁業就業支援の分がまだ熟知してないというような今お話がありましたけれども、この要綱はもう平成 27 年 10 月 22 日から施行されているんですよ。うん。ちゃんとした形で、高知県担い手育成団体支援事業補助金交付要綱というので、やっぱりこういうことをもう既に各種企業とかそういうことには取り組んでやっておりますので、私が言いましたのもう平成 27 年 12 月段階でこういう事業に取り組んでいる所があるわけですね。

ただ、私が危惧（きぐ）するのは、この研修内容についてですね、多分課題として出てくると思います。この研修内容がカツオ船であれば、3 月に出ていって 12 月に帰るから 9 カ月しか研修する期間がないから、これは難しいとか、何とかうんぬんが出てくると思いますが、これは研究すれば 1 年間の研修カリキュラム、できると思うんです。やはりこれはこの漁業研修生を受け入れたときの研修カリキュラムの検討課題にもなっていたんですが、そういう部分を参考にしてですね、このカツオ一本釣りの新たな展開としてぜひ取り組んでいただきたいと思うところなわけです。既にもう取り組んでいるところもありますので、そこらあたりも情報収集をして。これ企業でもできるということなわけです。

例えば、この間、大敷組合でいろいろ話を聞いてると、後継者がいないという問題が出てきておりました。今いろいろ町も調査研究をしていただいておりますけれども、そのへんも何らかの形で研修カリキュラムを組み入れれば、できる可能性があると思うんですよ。やっぱり幅広い考え方を持って、その物事にぜひ取り組んでいただければこの実績も上げることができると思いますので、その点、今後ひとつよろしく願いを致します。

それではカッコ 7 の土佐黒潮牧場（鋼製浮魚礁）について質問をさせていただきます。

皆さんの所に、今回のこの土佐黒潮牧場の設置図を配らせていただいておりますが、非常に見にくくて申し訳ございません。左の方にカラーでちょっとあると思いますが、これが高知県土佐黒潮牧場の全体図です。この直径 10 メーターぐらいのものをこの土佐沖に浮かして、これにカツオ等を集積するというもんでございますが、大体水深は 1,000 メートル程度だと思います。それから、耐用年数が大体 10 年と。一基当たりが、この海況情報等いろいろ提供する分なんかも含めると、2 億から 4 億程度掛かるというようなお話も聞いているところですが。

まずはこの地図を見ていただきまして、左の方に足摺沖、右の上の方に室戸沖となっております。黒い星のマークがありますが、左側に 11 号、21 号、それから 13 号、足摺沖に 18 号と。それから 6 号、9 号、17 号、10 号、19 号、15 号。それから湾内に 8 号、12 号、20 号、14 号。この 15 基が、黒潮牧場の土佐湾への配置の状況となっております。この周辺には中層漁礁も設置をされているわけですが、そういう意味でこの図面を参考にいただければと思ひまして、提示を致しました。

今回の質問に入らせていただきますが、カツオ、マグロなどの表層性回遊魚の効率的な漁獲を目的として、この土佐湾沖合にこの黒潮ブイ 15 基が設置されています。近年における黒潮ブイ利用による漁獲高と水揚げ額を把握されていれば、ひとつお知らせをお願いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員のカッコ 7、土佐黒潮牧場についてと、カツオなどの表層性回遊魚の効率的な漁獲を目的として、土佐湾沖合に黒潮ブイ 15 基が設置されている。近年における黒潮ブイ利用による水揚げ高、金額は把握されているか、についてお答えさせていただきます。

議員が申されましたように、土佐黒潮牧場はこの土佐湾に東部、中部、西部、3 ブロックに分けて鋼製大型浮き漁礁ブイが 5 基ずつ、計 15 基を設置されています。

水揚げ実績につきましてですが、土佐黒潮牧場管理運営委員会で提示をされている資料に基づき、回答をさせていただきます。この黒潮町が所属しています西部ブロック、そちらの方と、でまた県全体と、その 2 つの報告をさせていただきます。

平成 21 年が、西部、9、11、13、18、21、この 5 基のブイですが、こちらで 1,009.8 トン。水揚げ高 5 億 2,197 万 8,000 円。県全体では 2,174.9 トン、金額で 7 億 8,594 万 3,000 円となっております。

22 年ですが、西部ブロック 5 基が水揚げ量 254.9 トン、金額で 1 億 7,468 万 5,000 円。県全体で 1,343.3 トン、水揚げ高 7 億 6,492 万円。

平成 23 年度、水揚げ量 319.4 トン、1 億 7,847 万 6,000 円。県全域で 931.7 トン、金額で 5 億 2,427 万 6,000 円。

24 年度、西部ブロックで 1,130.5 トン、金額 5 億 7,031 万 3,000 円、水揚げ量 1,587.9 トン、金額で 7 億 9,862 万 4,000 円。

25 年、西部ブロックで 1,255.8 トン、水揚げ金額 2 億 8,937 万 2,000 円、県全域での水揚げ量 1,668.9 トン、水揚げ金額 8 億 7,680 万 2,000 円。

平成 26 年度、西部区域で 656 トン、金額 1 億 7,944 万 1,000 円。県全域で 1,303.2 トン、金額で 7 億 8,690 万 3,000 円となっております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうも、詳しくありがとうございました。

これを見たときにですね、課長はちゃんとこの西部ブロックの分の 5 基について説明をしていただきましたが。結構この西部の部分の事業の効果というか、水揚げの金額が、割合とすれば 24 年ぐらいまでは大きいと思うんですね。ここ 2 年ぐらいはちょっと落ちた感じはするんですが。

私が質問しているのは、続けますけれども。昨年度はカツオ資源の枯渇や海況の変化などによりまして、竿釣りやひき縄漁に至っては極端な不漁に見舞われました。今年度においても、状況の変化はあまり変わっておりません。

これはちょっと少し古い話になりますが、私が調査する範囲では、これ平成 12 年 4 月に、当時、この土佐湾沖に 10 基の黒潮ブイが稼動しておりまして、その漁獲効果調査を実施すると 10 基における漁獲金額は 3 億 3,000 万円で、この足摺沖ブイ 13 号では、このときに 1 億程度の漁獲が挙がっています。それからその前年度、このときはまだ 9 基でありましたけれども、漁獲金額は 5 億 5,600 万で、そのうち 13 号ブイでは、漁獲が約 3 億円挙がっております。

こういうことを参考にして考えてみますと、これ一概には言えないかも知れませんが、足摺沖から室戸岬の直線上の沖合いに設置されている牧場ブイは、平均的に漁獲が期待できると予測するところです。また、国

の水産庁も、平成24年から28年度にこの黒潮ブイの更新、古くなったのを上げて整備して、また新たなところに向けて投入するわけですが。更新における事前評価書というものを作っております。このときに足摺沖を流れる黒潮の影響を強く受けるため、カツオなどの回遊魚の好漁場となっているが、これらの回遊魚は通過型で漁場の形成が不安定であると。しかし近年では、いわゆる黒潮ルートで北上来由するカツオが激変していると。そのために回遊魚を効率的に対峙（たいじ）をさせるために、この浮き漁礁、黒潮ブイが重要性を増していますという報告がされております。このときの行政が使います投資的効果。費用便益費 B/C（ビーバイシー）がですね、水産庁によると2.26。最初の漁礁のときに説明がいただきましたように、課長の話では、うちの漁礁については平成24年6月から平成25年11月にかけて18カ月、5隻の船に協力をいただきまして、その漁礁の投資的効果をやっております。その費用便益費が、B/C（ビーバイシー）が0.6であるから、なかなか漁礁をやるのは難しいですよというお話ですが。

黒潮牧場この黒潮ブイはこのときに2.26なんですよ。だから、今でもこの数値は1以上を、私は保持しているという考え方を持っているんですが。こういう観点からですね、こういうことを状況を尊重していけば、これ必然的に土佐湾沖の黒潮ブイを移動設置をして事業効果を求めていくには、沖へ出した方が事業効果が上がるという理屈につながってくると思うんですよ。

しかし、これを更新することにおいて、本当に今3ブロックに分けておりますので、1つへ偏ってくるといふこともあるかもしれませんから、周辺地域の漁業者の皆さんから、操業形態等が異なることによっていろいろな意見や反対意見があることも承知しています。しかし、投資効果を求めていくのであれば、漁業者間の意見も調整しですね、そういう方向性を見いだす努力もしていくべきではないか。更新することによって、黒潮ブイの利用ができなかった周辺はぜひコンパクトな漁礁、経費のあまり掛からない漁礁、中層漁礁等の設置によって対応をしていった方が効率が良い事業になると思うんです。

この第3期高知県産業振興計画の中でも、沿岸漁業生産体制の効率化、黒潮牧場の整備ということが記述をされております。ぜひ、水産業の発展から見てもこういう部分を考慮して、長期的な計画の上に立ち、県へ要望をしていただきたいという思いですが。

このことについて質問をさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員の再質問であります、施設の更新時に利用者の意見を聞きながら長期的な利用状況を見据えた県への要望活動を行うべきではないかということについてお答えを致します。

施設の管理者は県でありまして、また同施設の耐用年数は、議員が申されましたように10年程度ということになっています。また、施設の更新計画につきましては、更新計画に基づき順次更新を行っているところです。

なお、海況等の情報通信機能を備えているブイは15基のうち4基。9、10、12、13号が情報を持っておりまして、西部海域には2基があります。四万十市沖の9号、足摺沖の13号、この2基が設置をされています。その情報を基に、カツオ一本釣り漁をはじめ黒潮町内の沿岸漁業者も、この海況情報を基にその日の操業に活用しているところです。

この西部地区のブイにつきましては、平成32年度に大月町沖の21号、また33年度には足摺沖の18号の更新が予定をされているところです。

黒潮町としましては、黒潮牧場管理運営委員会、こちらには漁業者代表も参加をしていますが、この中で議員が申されますブイの位置の移動。3年前には9号ブイの移動等もお願いした経過もありますが、併せて、2

基以外のブイの情報を持たすと。そういう情報を持たすことも視野に入れて要望をしているところです。

今後も引き続き要望していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

なかなか黒潮だけの考え方だけではいけないわけですが。土佐黒潮牧場管理検討委員会、これは担当課の課長、それから漁協関係の支所長等が入っていると思いますが、やはり黒潮においては、この黒潮ブイというのが大変お世話になっているというか、ここでの水揚げ高は県下でも一番だと思しますので、そのへんをやっぱり器用に据えて、中心的な役割としてですねこういう計画等についてはいろいろと意見が述べていただいて、その方向性を見いだしていただけるものと思ひ、この黒潮牧場についての質問は終わらせていただきます。

それではカッコ 8、カツオ一本釣り漁業のエコ認証について質問をさせていただきます。

海のエコラベルは、減少しつつある水産資源を回復させようと、水産資源や海洋環境の保護に配慮した漁法で取った水産物に MSC、これは認定制度でございますが、国際機関で海洋管理協議会、これは本部はロンドンにあります。現在では世界 36 カ国、地域で 300 以上、国内で 4 件の漁業が認証をされていると思ひます。

10 月には、宮城県塩釜市の明豊漁業がカツオとビンナガマグロの一本釣りを対象に認証の取得を致しました。これには私もちょっと先を越されたかなという実感をしているところです。これは東日本大震災後の復興を後押しする取り組みとしても大変注目をされているところであります。伝統漁法であるカツオ一本釣り漁は資源管理から見ても高い評価を得ており、エコラベル取得により他企業との違いを出すことによって価値観や生産性の向上への期待も高まってきます。

カツオ一本釣りの町、黒潮として、町の方でこういうことも調査研究をしていただきたいという考えを持っているわけですが、この点についてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは中島議員のカッコ 8、カツオ一本釣り漁のエコ認証について、エコラベル取得により他企業との違いを見だし価値観を高める取り組みについて、町において調査研究をしていく考えはないかについて、通告書に基づきお答えします。

魚、貝、エビといった海の生物は、世界中の多くの人々が生きていく上で必要不可欠なものです。これらの海の生物は、自然に繁殖し成長するスピードを考えて、適切な量を取れば豊かな海の生態系が保たれます。そのためにも、取ってよい漁獲量や時季、魚の大きさなどを定めたり、他の生物が掛かりにくい漁具を使うなど、厳しい取り組みをしている漁業者もいます。このように水産資源や海洋環境を守る漁業者が漁業を続けることができれば、私たち消費者もいつまでも水産物を食べる可以考虑しています。

カツオ一本釣り漁は、操業海域のすべての魚を一網打尽で取る巻き網漁業と違い、釣竿で一匹ずつしか釣らないため、地球環境に優しい漁法として認知をされています。エコ認証制度につきましては、議員が申されましたイギリスロンドンの方に本部のある海洋管理協議会が認証する国際基準の MSC と、国内では大日本水産会が認証する MEL ジャパン制度があります。どちらも水産資源や海洋環境を守って取った水産物に与えられた証で、消費者がこのラベルの付いた水産物を選ぶことによって、厳しい取り組みをしている漁業者を支えること

につながっています。

MSCにつきましては、国内では2016年4月に2つの漁業がMSCの認証を取得しています。1つが、京都府機船底曳網漁業連合会のアカガレイ漁業、また、北海道漁業協同組合連合会のホタテ貝漁業、この2つが認証をされているところです。

なお、MEL ジャパンにつきましては、黒潮町に関連する部分でいきますと、近海カツオ一本釣り漁が平成22年度に全国近海カツオマグロ漁業協同組合所属船67隻によるカツオ、マグロが認証を受けているところです。のうち高知県船籍は20隻が認証を受け、黒潮町船籍はその20隻のうちの8隻が認証を受けているところです。

また、平成23年度には高知県漁協佐賀統括支所の65隻と、宿毛湾漁船漁協を含む325隻の火縄漁船により釣られたカツオがMEL ジャパンの認定を受けているところです。

このように、MEL ジャパンを使いながら黒潮町のカツオを全国に広めていくような取り組みを現在、佐賀統括支所を中心に取り組んでいるところです。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

このことについては、私自身もうちよっところ勉強せないかん部分があるんですが、今課長からありましたように、大日本水産会の認証のうんぬんというのは私も知っております。できたらこの国際的な分を、というのが自分の考えの中にあっただけです。これいろいろまだ課題もありますので、一概にはいきませんが、こういうことをぜひ調査研究をしていく必要があるのではないかと。この塩釜市の明豊漁業は取っているわけですので、それに付随する2番手になるというのもちよっところどうかなと思いますけれども、これはそれなりの価値観があるのではないかと思うところです。

本当に8問について質問をさせていただきまして、大変尾崎課長にはお世話になったわけですが、私自身の考え方の中に、平成26年度の黒潮の地域内の生産額を見たときに、黒潮は大体503億だといわれております。その第1位が漁業で86億、それから建設業、不動産なんかといきまして、第6位が農業で24億でございます。若干、今の時期では変更な数値になっているかも分かりませんが、やはり漁業が衰退すると黒潮町も衰退すると。そういう考え方を持っておりますので、今後ともこういう課題については質問をしていきたいし、また平成28年度の当初予算に向けて、新たな年度に入るわけですので、その意気込みを行政としての、そこは聞きたかったということでもあります。一定の評価もできますので、今後とも水産業振興に力を注いでいただくことをお願い致しまして、第1問の水産業振興については終わらせていただきます。

それでは続きまして、第2問、上分地区（国道56号線）の信号機設置についてです。

この信号機設置の件については、上分地区の平成28年度部落要望の一つとして町に要望が挙がっています。町においては、高知県警や公安委員会、そして交通安全協会等との協議もされていることと思いますが、取り組みの経過についてお聞き致します。

私もこの地区で生活をしていることから、日に1回程度、この国道を横断させていただいております。この付近は横断歩道の上下において、直線距離が長いことから車のスピードが出しやすく、横断歩道辺りでもスピードを落とさない車もよく見かけます。また、集落の対面、田んぼの方にはコンビニと道の駅なぶらなどがあることから、日常生活の上で地区内外を問わず利用される方は年々増加傾向にあります。

今年に入り、1月14日に、横断歩道を渡っていた高齢者の方、女性で79歳ですが、横断途中に乗用車にはねられ死亡された事故が起きました。そして10月18日にも、16時過ぎですが、同じ場所で人身事故が起きています。これは50代の女性の方であります。このとき、私もちょうどこの近所で農業用ビニールハウスの修繕

をしておりまして、現場での交通整理等の対応をさせていただきましたが、すぐに黒潮消防署の対応によりまして県警ヘリの出動を依頼して、高知県医療センターへ搬送されました。1週間後に手術を行い、現在は窪川病院でリハビリの訓練に励んでいるというお話を聞いたところですが。

地区の方、特に高齢者の方から、事故を繰り返さないためにも一日でも早く信号機等の設置を期待しているところではありますが、この取り組みの経過についてお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは中島議員ご質問の2問目、上分地区（国道56号）の信号機等設置について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

ご質問の上分地区の場所では、先ほど議員からもありましたように、1月14日に国道の横断歩道付近にいた地域の方がはねられ死亡する事故が発生致しましたし、さらに10月18日にも、同じ場所で横断歩道を横断中の歩行者が車にはねられ重傷を負うという事故が起こったところでございます。

大変痛ましい事故でございまして、ご本人の苦痛とご親族の皆さまの悲しみに思いを致し、二度とこのようなことが起こらないようにしなければならないと考えているところでございます。

信号機の設置の要望につきましては、今年の2月2日に現地立会をした際に、高知県警察本部と中村警察署に要望致しましたが、中村警察署からは、現場の状況と予算面から設置困難との回答があったところでございます。

しかしながら、本年に入り2回もの重大事故が発生したことから、10月25日に、町長名により高知県公安委員会委員長あてに信号機の設置を文書により要望したところでございます。

この要望に対しまして、先週の11月28日に高知県警察本部から4名の方が本町に見えられ、信号機設置要望に対する回答がございました。

回答につきましては、当面の対策として3つの対策を実施し、現地の状況の改善を行いたいということでございまして。

その内容は、まず1つ目が、既存の横断歩道を四万十町寄りに10メートル程度移動させ、運転者からの歩行者の視認性を良くするというところでございます。

次に、2つ目として、横断歩道をカラー舗装にして、運転者からの視認性を良くするというところでございます。

そして、3つ目は、減速マークを横断歩道の前後50メートル程度手前に設け、運転者が幅員を狭く感じるようにして車輻のスピードを落とさせるといったものでございます。

以上の対策を講じた上で、当面状況を見たいということでございました。

この対策の内容等について、12月の2日に、区長さんに現地でご説明を致しまして、了承をいただいたことから、今後、当面の対策として、先ほど申し上げました現地の状況を改善する安全対策を実施することとなったところでございます。

なお、これらの工事につきましては、年度内のできるだけ早い時期に実施する方向で検討しているとお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

横断歩道等のちょっと位置を変えて、3つぐらいその提案事項があったわけですが。

ちょっと私、個人的に思うんですが、1月14日以降に課長、それから課長補佐、担当者と、こういう事故があるから横断歩道の要望が部落からも出ちようけん、できるだけ早くそのことを実行するようにお願いしたいというお話をしたことがあります。そのときの話の中では、その場所的なこともあるかも分かりませんが、県の方へは信号機等の設置を要望しておりますと。その県下で2、3基ぐらいしかできませんので、あそこの往来の人口とかいろいろなものを考えたらなかなか難しいけれども、その順番待ちですよというようなお話をいただきました。私は、ああ、それならできるだけ早い機会に、ここに信号機の設置ができるかなという思いをしていたところですが。

私もこのことを知ったのは、2月の3日に、今課長が言いましたように、10メートルの所言いましたけど、あれ6メートルか7メートルですね。課長見ました。あそこ、現地。行きました。6メートルから7メートルのこの縁石をのけておりました。だから、この縁石をのけちようのはどうしてかなということで、周囲の人に聞くと、ここに横断歩道ができるらしいですよという話やった。

それから、今もありましたように、このことを区長が知っているかなと思ひまして、12月4日8時40分に区長宅を訪問致しました。この区長には多分12月に入って、歩道を上側に寄せてやるということがお話がされたということを区長から聞いております。

それから昨日、12月5日ですかね。昨日朝、私があそこを通っていたら、業者さんが来ておひまして、この横断歩道はこちらへ変更するがですか言うたら、変更、はい、するように致します、なりますと。そしたら信号機がつかますか言うたら、いや、信号機は私らの中では入っていませんという返事でありました。まあそのことはそのことでいいんですが。

私のひとつの考え方の中に、この横断歩道等の設置になる前に、これは前からそういうお話もしておったんですが、区長、それから班長、老人クラブの会長さん、それから民生委員さん、やっぱりそのあたりの人の意見を聞いて、地域の方の意見を聞いて、それはそこの位置で反映できないかも分かりません。構造的にかいりろい部分で。そういう意見を聞いた上で、対応していただいたらというお話もしております。どうもその話が全部進んで、結果論的なお話になっているのではないかと、私は思うているわけです。やはり周辺の地域の方、特にお年の方なんかがあそこは結構通るわけですね。本当に危険な思いを高齢者の方はしております。そういう部分を、ほら、ここに本当に佐賀の駐在さんもちゃんと回覧を、これ11月4日か、中角の国道沿い、また事故というようにちゃんと出していただいております。横断歩道を渡る際には必ず左右の確認をして、車が来てないことを確認して渡ると書いてます。しかし、なかなかこの横断歩道をこちらが十分確認しても、やはり周辺の駐車とか、いろんな部分で危険度が増しているんですよここは。なかなか、横断するのに高齢者の方、時間もかかりますよ。

ほんで地区の方は、その7メートルを、今課長が言いましたように、四万十町側に寄せただけでその効果が、3つの効果言いましたので、あると思います。ただ、これ100パーセントということはできないわけですけども。やはり一つの方法としては、この点滅の信号機の設置等とかね、そういうことをしないと、ここは解決できないのではないかと。特に行政の方が言うのには、通行量とか地区の人だけだからということありますけれども、私はその通行量とか、そこの周辺の人だけという考え方でも、危険度が高ければ、そこを命を守る意味からも必要だと思ひます、自分自身は。

そのあたりを課長はどのように受け止めているのか、このことについてお聞きを致します。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

中島議員の再質問にお答えを致します。

先ほど申しあげました11月28日の高知県警察本部のお話では、信号機の設置は、1時間の交通量が300台以上で、年に2件以上の事故が発生していることなどを要件としているということでございますが、近年、信号機の数が増加致しまして維持経費が増加していることから、設置自体の見直しを行っており、この要件に該当していても必ずしも設置しているわけではないということでございます。

今回のご質問の場所につきましては、朝のピーク時には1時間当たり450台程度の交通量があるということでございますが、交通量が常にあるということではないということに加えて、現地の状況は、直線道路であること、横断歩道は地元の方が主に利用していること、横断歩道の歩行者が少ないこと、そして、1時間の交通量が300台を下回ると歩行者の信号無視が増える傾向があることなどから、まずは現地の状況を改善する安全対策を実施した上で、当面状況を見たいということでございました。

それからもう一つ、現在の横断歩道というのは、交差点の中にございます。具体的に申しますと、河川側から国道に接続している町道馬地中角線の道路の中心に横断歩道が接続されております。

このような道路の中心に接続される横断歩道というのは、昔はあったそうでございますが、現在では、必ず接続している道路の外側に横断歩道をつくっているとのことでございます。

今回は、そうしたことも踏まえ、接続している道路の外側に横断歩道をつくるという観点から、現在の横断歩道を四万十町寄りに10メートル程度、この10メートル程度というのは高知県警察本部が申した言葉でございますが、10メートル程度移動させ、運転者からの歩行者の視認性を良くすることにしたいということでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

改善策が3つ、横断歩道の変更、それから減速マーク、ほかもう1つありましたけれども。そういうことを見てですね、事故の度合いはいいですか、そういうことも考慮していかないかと思いますが。

横断歩道があそこで良かったのか。今課長が言いましたように、横断する部分に横断歩道があるから、それで上の方へちょっと寄せましたよと。それなら、わざわざ田んぼ側は民間の塀があって狭いスペースしかないわけですが、今の横断歩道からすぐに下へセットバックしたぐらいが一番いいのではないかと思うのですが、まあそれは構造的とか立地条件とかいろいろあると思いますので、一概にはいかん結果だとは思いますが、やっぱり複雑な要望というのは結構出てきていると思うんです。そのことはもう課長もご存じだと思いますので、今さらどうこう言うわけではありませんが、こういうものを設置する場合、やっぱり地域の皆さんの意見も尊重してやっていただきたい。今後、もう事故がないようにせないかんわけですけど。交通事故が再発したらまた大事になるんですけども。そのときには、またこの信号機等の設置について質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ致します。

それでは最後になりますが、高齢者免許返納サポート制度について質問をさせていただきます。

今朝ほども同僚議員からこのことについて質問がありましたので、中身についてはあまり詳しく申し上げませんが、自分は、森議員の質問の中で2011年度にもこのことを質問しましたという話がありまして、ちょっとびっくりしたんですが、私も昨年12月の一般質問で、この高齢者の免許返納サポート制度について質問

をさせていただきます。

その中でですね森議員が申し上げましたように、大方町にはタクシーがあって佐賀にはないからうんぬんいう話がありましたがね。その均衡性の問題だと思うんですが。そういう答弁がありまして、今にもそのへんの問題を解決してですね、平成28年度の当初予算あたりではそれがもう発足してできるのではないかという期待を実はしていたところなんです。これが延び延びになってきたんですが。

もうあまり詳しく言いませんけれども、黒潮の自主返納された方は平成24年度は10人、平成25年度は19人、平成26年度は18人、平成27年度が13人で、平成28年度10月現在は6人。若干減っているようでございますけれども、これは高齢者人口が必然的に増えてくるので、返納される方も増えるということが予測されるわけですね。

こういうことをかんがみますとですね、その課長の答弁の中に、運転経歴証明書、これは高齢者の方が運転免許証を自主返納したら、警察署が公安委員会かに申請して運転経歴免許証、同じような免許証に代わるものを交付していただく。これに1,000円の手数料が要るわけですね。その1,000円の手数料を補助制度でやりますというお話でしたわね。午前中の回答では。結構よそはですね、四万十市ではもう平成25年度からやって、タクシーのチケットや、それから商工会員の加盟店の割引、ありましたように公共交通、くろしお鉄道や西南交通。いろいろな分をやっているんですね。それから、土佐清水市では平成27年度から、あれも若干内容は違いますけれども、このことを実施しているんです。だから、中村警察署管内でやっていないのは黒潮だけなんですよ。

それをこう見たときに、自分がこう振り返ってみますと、私が商工会でお世話になっていたときに、これは平成24年11月4日ですけど。当時の総務課長と担当者は、この高齢者免許返納サポート制度、こういうことをやりたいから、商工会にも協力お願いします。いろいろこうあったんですよ話が。もうこれ4年が経過してですね、森議員の質問にもありましたけれども。結果論で言って申し訳ないですが、最後に町長が答弁してくれたことも尊重できるんですが、結果論として、この運転経歴証明書の1,000円だけというのは、財源的なこともあるけれども、ちょっと僕は寂しいがではないかと。やはり。

それからもう一つは、課長の答弁の中に、タクシーの割引か、10パーセントも実施していますというお話があったと思うんですが、ちょっとここを僕は聞き間違うちょうかも分かりませんが。これはタクシー会社さんが自主的にやっているんですね。タクシーチケットじゃなしに。それをなぜやっているかという、四万十市とか土佐清水市でやっているのに、うちだけやってないということがあって、自主返納された方に聞かれることがあるらしいんですよ。そこを自分がその気持ちでですね、タクシー会社の気持ちでそういうことをやっていると。だから、補助制度とかそんなものにチケットによったもんじゃなしに、自分自身でやっているんですね。だと思っんです。

やっぱりそこらあたりはね、しっかりした考え方持ってないとおかしくなってきますので。そこらあたりひとつ回答お願い致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（矢野雅彦君）

それでは、中島議員ご質問の3番目、高齢者免許返納サポート制度について、通告書に基づきましてお答えをさせていただきます。

高齢者による交通事故は近年増加傾向にございまして、高齢者の方々が多くの重大事故に巻き込まれているという実態が報告されているところでございます。

黒潮町におきましても、高齢者の交通事故防止は、大変重要な課題であると考えているところでございます。
運転免許証を自主返納された高齢者の方への補助制度の取り組みにつきましては、先ほどの森議員のご質問に対するご答弁で申し上げましたとおり、近隣の市町村では、四万十市と土佐清水市で運転経歴証明書の発行手数料1,000円を助成しているところでございます。

黒潮町におきましても、平成29年度から四万十市と同様に、運転経歴証明書の発行手数料1,000円の助成を検討しているところでございます。

この運転経歴証明書を提示することによって、土佐くろしお鉄道さんの割引制度によって窪川から宿毛間の普通運賃と、そして高知西南交通さんの割引制度によって、高速バスなどを除く路線バスの運賃がほぼ半額になります。これは現在も運転経歴証明書を持っていさえすればですね、なる制度でございます。さらにまた、町内のタクシー事業者さんには既に、同様に運転経歴証明書を提示していただきましたら運賃の10パーセントの割引を実施していただいているところでございます。

これは、四万十市さんのタクシー事業者さんも同様の割引をしておりますが、黒潮町の住民がですね運転経歴証明書を持参してもそういう割引が受けられるということを確認しております。

これに加えてですね、四万十交通さんも同様の割引制度を検討中とお聞きをしているところでございます。

先ほども申しましたが、運転経歴証明書の発行手数料1,000円の助成は、本当にわずかな額で恐縮ではございますが、運転に不安のある方など、自主返納するかどうかを迷っておられます高齢者の方への決断の一助になればと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

質問が同じだから、森議員に回答したことと同じ形になるのは分かるわけですが。

もう一つ、去年のときに質問したときに、去年の12月に。前もって言いましたように、佐賀にタクシーがないからそのことが課題ですよという。チケット出すのはですね、そういうお話であったんですが。

明石市なんかは、これ商品券でやってるんですよ。例えば一つの方法として、大方地区の方にはそのタクシーチケットをやって、佐賀の方にはそういう商品券でそのことを賄うとか。100パーセント同じことは地域性でできないわけですので、100パーセントに近いような施策というものを考えて、少しでもそういう方向性を求めることもしてもらいたい。

それから、話がありましたけれども、この地域公共交通活性化協議会、これが四万十市も土佐清水もあると思うんですが。黒潮もあるんですが。その課題協議しようですね。多分四万十市さんなんかは、その割引チケットの分についてはですね、その分で精算した分を市からの補助金で多分2、3年前に渡していたと思うんですよ。多分。だから、運転経歴証明書の1,000円しか出せないというのは、まあそれでも構いませんけれども、4年も待った結果が1,000円ですかと。ただ、町長が最後にいろいろこう述べてくれましたことは尊重します。けれども、その補助金を出してどうこうではないわけではないですので。公共交通の利便さ、買い物サービス、いろんな部分がちゃんと保護されなあ、これから先課題になってくるわけですから。

一つの政策としてやるのであれば、結果がこれであれば2年でも3年前でもできるがじゃなかったらどうかと、そういうふうにな個人的には思うわけです。回答は要りませんけども、この件については私も、土佐清水、それから四万十市程度のことはやっていたらと、今回は期待をしておりました。

そして九州のある村では、14万7,000円の、自主返納された方には補助金を出します。それでタクシーの片

道が3,000円ぐらい要るそうです。それ以後については、その補助金を減額してでもやらないかんのではないかという、村長さんのそういうお話もありました。そのことがいいとかこうとかじゃなしに、財源的なこともありますので。森議員も言うておりましたように、そこまでやれというのではありませんけれども、やっぱり一定のそういう施策をやるときにはそれなりの道筋というものを、まあ考えた結果だとは思いますが、私は若干残念な気が致します。

もう残り1分になりましたので、12月議会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで中島一郎君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 04分